



何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

原子力の開発利用を進めるにあたりましては、その安全性を確保することが絶対的な要件であることは申すまでもありませんが、さらに万一の際における損害賠償制度を確立して、国民の不安感を除去するとともに、原子力事業の健全な発展に資することが必要であります。

このようないくつかの観点から、昭和三十六年に制定されました原子力損害賠償関係二法律に基づき、原子力事業者に無過失損害賠償責任を課するとともに、原子力事業者への責任の集中、損害賠償措置の義務づけ等を行ない、また、責任保険等でカバーされないリスクについては国家補償契約制度を導入してまいりたのであります。わが国の原子力事業は、安全面で他に類を見ない厳重な規制と、このような損害賠償制度の適切な運用によって順調な歩みを続けております。

しかるに、現行法は、国の補償契約制度と損害賠償措置をこえる原子力損害が発生した場合の原子力事業者に対する国の援助の規定を、法制定後十年間、すなわち昭和四十六年末までに運転を開始する原子炉等に限り適用することとしておりました。これは、十年経過した時点で原子力の開発利用の進展等に応じ原子力損害賠償制度を再検討するためのものであります。今後の原子力開発利用の促進のためには、昭和四十七年以降に運転を開始する原子炉等についても、これらの規定を適用できるようになります。

また、現行賠償制度発足時には、わが国において原子力船の建造が現実のものとなつておらずませんでしたが、近く原子力第一船「むつ」の就航が実現いたしますとともに、米国、西独等の原子力

船の本邦寄港の要請も從来から強く行なわれてきましたが、内外の原子力船の円滑な相互寄港をはかるため、原子力船に関連して原子力損害賠償制度を整備することが必要であります。

したがつて、内外の原子力船の円滑な相互寄港における原子力の開発利用を進めるにあたりましては、その安全性を確保することが絶対的な要件であることは申すまでもありませんが、さらに万一の際における損害賠償制度を確立して、国民の不安感を除去するとともに、原子力事業の健全な発展に資することが必要であります。

このため、原子力委員会に原子力損害賠償制度に応じ、損害賠償措置額の引き上げ、核燃料輸送中の責任等に関連する所要の改正を行なうことが必要であります。

このため、原子力委員会に原子力損害賠償制度を検討専門部会を設けて、原子力損害賠償制度に関する諸条約あるいは欧米諸国の原子力損害賠償制度を参考として検討してまいりましたが、その結果が得られましたので、このたび本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の内容につきまして主要な点を御説明申し上げます。

本法律案は、賠償法の一部改正と補償契約法の一部改正とから成っておりますが、まず、賠償法の一部改正につきましては、

第一に、さきに述べましたとおり、国の補償契約制度と国の援助に関する規定の適用が昭和四十六年十二月末までに運転を開始した原子炉等に限定されておりませんので、この規定をさらに十年延長し、昭和五十六年十二月末までに運転を開始する原子炉等に適用することとしております。

第二に、原子力船にかかる原子力損害賠償制度の整備についてであります。わが国の原子力船が外国の水域に立ち入りる場合には、「原子力船運航者の責任に関する条約」等を参考として、両国政府間の合意に基づき原子力事業者の損害賠償責任を一定の額までとし、国内で要求される損害賠償措置に加えてその額までの損害賠償措置を講じさせることとしております。その場合の損害賠償措置としては、民間の責任保険等のほかに、民間カバーするため、両国政府間の合意で定められる損害賠償責任額まで政府と原子力事業者の間で補償契約を締結できることとしております。

以上、この法律案の提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議のこととしております。

また、現在、わが国の原子力船については、そ

の原子炉に着目して、陸上原子炉と同じ損害賠償措置が義務づけられておりますが、外國原子力船については賠償法上の規定を欠いておりますので、外國原子力船が本邦水域に立ち入る場合の運航者に関する賠償法上の規定を整備することとしております。

すなわち、外國原子力船が本邦の水域に立ち入る場合にも、わが国の原子力船が外國の水域に立ち入る場合と同様、両国政府間の合意に基づき原子力事業者の損害賠償責任を一定の額までとし、その額までの損害賠償措置を講じさせることとしております。なお、その額は、一原子力事故当たり三百六十億円を下らない額とすることとしております。

また、万一合意した額をこえる損害が発生した場合には、被災者の救助及び被害の拡大の防止のための必要な措置を政府が講ずるようにすることとしております。

第三に、賠償措置額については、現在の五十億円を民間責任保険の引き上げることとしております。

第四に、求償権の制限及び核燃料物質運搬中の責任については、特約がある場合を除き、原子力事業者の求償権の行使を第三者に故意がある場合に限るとともに、核燃料物質の運搬中の責任は受け取り人ではなく発送人にあることとする等、関連規定を整備することとしております。

次に、補償契約法の一部改正につきましては、船舶の責任に関する条約等を参考として、両国政府間の合意に基づき原子力事業者の損害賠償責任を一定の額までとし、国内で要求される損害賠償措置に加えてその額までの損害賠償措置を講じさせることとしております。その場合の損害賠償措置としては、民間の責任保険等のほかに、民間カバーするため、両国政府間の合意で定められる損害賠償責任額まで政府と原子力事業者の間で補償契約を締結できることとしております。

以上、この法律案の提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議のこととしております。

また、現在、わが国の原子力船については、そ

の現状にかんがみ、海洋の開発にかかる科学技術、すなわち海洋科学技術に関する試験研究、研究者及び技術者の研修を行ない、試験研究施設を共用に供する等、海洋科学技術の向上を

するため必要な業務を行なう機関として、海洋科学技術センターを設立しようとするものであります。

次に、この法案の要旨について御説明申し上げます。

ます。

まず第一に、海洋科学技術センターの設立につきましては、海洋の開発について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となつて科学技術庁に設立の認可申請を行なうこととし、科学技術庁長官は、その申請の内容を審査いたしまして、その業務が健全に行なわれ、海洋科学技術の向上に寄与することが確実であると認めるとき

は、一を限り、設立を認可することとなつております。

第二に、海洋科学技術センターの資本金は、政府及び民間の出資によつて構成されることとなつております。政府は、昭和四十六年度予算案において、政府の出資を予定しております。

第三に、海洋科学技術センターの役員として、会長、理事長、理事及び監事を置くこととし、これららの役員は、定款の定めるところに従つて選任され、その選任には科学技術庁長官の認可を要することといたしております。また、運営に関する重要な事項を審議する機関として、海洋科学技術センターに評議員会を置くこととしております。

第四に、海洋科学技術センターの行なう主たる業務は次のとおりであります。第一は、海洋科学技術につきまして、多くの技術分野にまたがる総合的試験研究を行なうことであります。第二は、海洋科学技術の各種の試験研究に共通して用いられる施設及び設備を保有して、これを海洋科学技術の試験研究を行なう者の公用に供することであり、第四は、海洋科学技術に関する資料を広く収集し、一般の利用に資することであります。

最後に、海洋科学技術センターの適正な運営を確保するため、科学技術庁長官がその監督を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決を賜りますようお願いいたします。

○委員長(鈴木一弘君)

次に、政府委員から順次補足説明を聽取いたします。

梅澤原子力局長。

○政府委員(梅澤邦臣君)　ただいま議題となりました日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

長官から御説明申し上げましたとおり、日本原子力船開発事業団は、昭和三十八年八月の設立以後、原子力委員会の決定した原子力第一船開発基本計画に従いまして、昭和三十九年度着工、昭和四十六年度実験航海終了を目途に第一船の開発を進めるここととしておりましたが、建造費の上昇等のため、計画どおり昭和三十九年度に着工することができ困難となりました。

このため、原子力委員会は、原子力船懇談会を設けまして、原子力第一船開発基本計画の実施上の問題点につきまして慎重に検討を重ねました結果、昭和四十二年三月、原子力第一船開発基本計画を改定し、船種を海洋観測船から特殊貨物の輸送船に変更するとともに、昭和四十二年度に建造に着手することといたしました。

その後、日本原子力船開発事業団法の所要の改正を行なう必要がある旨の決定を行なっております。

その後、日本原子力船開発事業団は、改定基本計画に従いまして、昭和四十二年十一月、船体及び原子炉についてそれぞれ建造契約を締結し、船体部については昭和四十五年七月に工事を完了いたしました。

原子炉第一船「むつ」は、現在むつ市の定係港におきまして原子炉装工事が進められておりま

すが、同工事の完了は昭和四十七年六月の予定であります。

原子炉装工事終了後に実施いたします燃料装荷、出力上昇試験及び慣熟運転、実験航海等につきましては、昭和四十五年六月、科学技術庁に「原

子力船「むつ」の実験航海等に関する検討会」を設けまして、その具体的な内容及び所要期間を慎重に検討いたし、これらの業務が終了いたしますのは昭和五十年度になるとの結論を得たのであります。

これら諸事情を勘案して検討いたしました結果、日本原子力船開発事業団の設立の目的を達成するためには、その存続期限を、現行法に規定する昭和四十六年度末から昭和五十年度末まで、四年延長する必要であるとの結論を得たのであります。

次に、日本原子力船開発事業団法の延長期間における日本原子力船開発事業団の主要な事業の概要につきまして御説明いたします。

事業団は、昭和四十七年六月原子炉装完了後、燃料装荷、出力上昇試験を行ない、昭和四十七年度末までに海上公試運転を完了いたします。

これに引きまして、昭和四十八、四十九両年度におきまして、慣熟運転並びに安全性及び性能の確認のため、さらに出入港の経験を得るための実験航海を行ないます。

実験航海終了後におきましては、原子力船「むつ」の内部総点検、機器補修等を行ないますとともに、それまでに集積いたしましたデータについて総合的な解析評価を行なうことといたしております。

また、定係港につきましては、諸施設を整備するとともに、原子力船「むつ」の支援業務等を行ないます。

なお、世界における原子力船の開発状況につきまして御参考までに一言御説明いたしますと、米国のサバンナ号は、「一九六一年完成以来、一九七〇年までデモンストレーションシップまたは貨物船として運航され、世界の二十七カ国を訪問しており、またソ連のレーニン号は、「一九五九年完成以来、北極海等の碎氷船として運航されておりません。ドイツにおきましては、オットー・ハーゼン号を一九六八年に完成し、その後実験航海を行

ない、一九七〇年一月以来、鉱石運搬船として運航中であります、五カ国を訪問しております。

このほか、イタリアにおきましても原子力船を建造する計画を進めているようございます。以上、長官から御説明申し上げました提案理由につき加えまして御説明申し上げました。

また、ただいま議題となりました原子力損害の賠償に関する法律の一部改正して御説明申し上げます。

本改正法律案の趣旨の説明は、提案理由で尽きておりますので、以下、条文を追いまして主要な点を御説明申し上げます。

改正法律案第一条は、原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に関する規定であります。

その内容は、まず第一に、賠償法第二条の定義において引続きまして、昭和四十八、四十九両年度におきまして、慣熟運転並びに安全性及び性能の確認のため、さらに出入港の経験を得るための実験航海を行ないます。

また、原子炉装工事終了後に実施いたします燃料装荷、出力上昇試験を行ないますとともに、それまでに集積いたしましたデータについて総合的な解析評価を行なうことといたしております。

また、定係港につきましては、諸施設を整備するとともに、原子力船「むつ」の支援業務等を行ないます。

なお、世界における原子力船の開発状況につきまして御参考までに一言御説明いたしますと、米国のサバンナ号は、「一九六一年完成以来、一九七〇年までデモンストレーションシップまたは貨物船として運航され、世界の二十七カ国を訪問しておりません。ドイツにおきましては、オットー・ハーゼン号を一九六八年に完成し、その後実験航海を行

ない、一九七〇年一月以来、鉱石運搬船として運航中であります、五カ国を訪問しております。

このほか、イタリアにおきましても原子力船を建造する計画を進めているようございます。以上、長官から御説明申し上げました提案理由につき加えまして御説明申し上げました。

また、ただいま議題となりました原子力損害の賠償に関する法律の一部改正して御説明申し上げます。

本改正法律案の趣旨の説明は、提案理由で尽きておりますので、以下、条文を追いまして主要な点を御説明申し上げます。

改正法律案第一条は、原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に関する規定であります。

その内容は、まず第一に、賠償法第二条の定義において引続きまして、昭和四十八、四十九両年度におきまして、慣熟運転並びに安全性及び性能の確認のため、さらに出入港の経験を得るための実験航海を行ないます。

また、原子炉装工事終了後に実施いたします燃料装荷、出力上昇試験を行ないますとともに、それまでに集積いたしましたデータについて総合的な解析評価を行なうことといたしております。

また、定係港につきましては、諸施設を整備するとともに、原子力船「むつ」の支援業務等を行ないます。

なお、世界における原子力船の開発状況につきまして御参考までに一言御説明いたしますと、米国のサバンナ号は、「一九六一年完成以来、一九七〇年までデモンストレーションシップまたは貨物船として運航され、世界の二十七カ国を訪問しておりません。ドイツにおきましては、オットー・ハーゼン号を一九六八年に完成し、その後実験航海を行

ます。

まず第一に、本改正により、外国原子力船が本邦の水域に立ち入る場合におきましては、その損害賠償責任額は、両国政府の合意するところによるこ

といたしておりますが、賠償法第四条第二項の規定の追加は、その場合における外国原子力船運航者の損害賠償責任額を規定するものであり、これは、原子力船の相互寄港をはかるための原子力損害賠償制度の整備の一部を構成するものであります。すでに提案理由説明で述べられたとおりであります。

第四に、原子力船「むつ」が近く就航する等、原子力船に関する原子力損害賠償制度を明確にする必要がありますので、第四条第三項の規定を追加し、商法の船舶所有者の免責委付及び船舶の衝突の場合の短期消滅時効の規定が原子力船等船舶にかかる原子力損害については適用されないとを念のために明らかにするものであります。

第五に、現行賠償法では、第五条の規定により、原子力損害を賠償した原子力事業者は、その損害が一般第三者の故意、過失または関連事業者もしくはその従業員の故意によつて生じた場合には、その者に対し求償権を有することとされていますが、これを、同条の改正により、一般第三者に対しても関連事業者並みに故意がある場合に限つて求償権の行使を認めることとするものであります。これは、たまたま過失で核燃料物質等を運搬中の輸送手段等と衝突したため原子力損害が発生したような場合に、一般第三者が原子力事業者から巨額の求償を受けることになるのは、その改正いたすものであります。

第六に、第七条の損害賠償措置額について、現行の五十億円を民間の責任保険の引き受け能力、外國の例等を勘案して、六十億円に引き上げることとしていることは、提案理由説明で述べられております。

第七に、第七条の二の規定を新たに設け、わが国の原子力船が外国の水域に立ち入る場合及び外國の原子力船が本邦の水域に立ち入る場合の損害賠償措置の内容を規定いたしておりますが、提案理由説明にありましたように、原子力船の国際的な相互寄港を円滑にするための規定であります。

第八に、外国原子力船の本邦の水域への立ち入りに伴い、万一にも両国政府間で合意した損害賠償責任額をこえると認められる原子力損害が発生した場合には、第十七条の改正により、政府が被災者の救助及び被害の拡大の防止のための必要な措置を講ずるようにすることとするものであります。

第九に、第二十条の改正は、提案理由説明にもありますとおり、国の補償契約と国の援助に関する規定の適用を、さらに十年延長し、昭和五十六年十一月末までに運転を開始する原子炉等に適用することとするものであります。

改正法律案第二条は、原子力損害賠償補償契約に関する法律の一改正に関する規定であります。

御承知のように、補償契約法は、賠償法の姉妹法として同時に制定されましたものであり、これまでは、原子力事業者が講じなければならない損害賠償措置の一部として、民間の責任保険契約ではなく補していい原子力事故、たとえば地震、津波、事故発生後十年以降の後発損害等について、五十億円の範囲で、国が補償契約により損失補償してきたものであります。ところが、前にも御説明いたしましたように、わが国の原子力船が外国の水域に立ち入る場合には、両国政府が合意した額の損害賠償措置を講ずる必要がありますが、このため、これまでの補償契約制度を拡大して、これに対処できるようにしたのが第一の改正点であります。すなわち、第三条の改正は、政府が補償する損失として、原子力船の外國の水域への立ち入りに伴い生じた原子力損害であつて、原子力損害賠償責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつては埋めることができないものを加えることとあります。また、第四条第二項の規定は、わが国の原子力船が外国の水域に立ち入る場合の補償契約金額を規定するものであり、第五条第二項の規定は、その場合の補償契約の期間を規定するものであります。

第二に、原子力事業者の保険会社に対する通知

義務違反がありますときは、これまで民間の責任保険では支払いを拒否されることとなつておりますが、わが国の海洋科学技術は、先進諸国に比べ、まだかなり低い状態にあり、近年おしましたが、最近、民間の責任保険でん補し得ることとなりましたので、補償契約の対象から除外することとし、これに伴う条文整理を第十三条の改正により行なつております。

第九に、本改正法律案の附則の規定であります

が、第一項は施行期日について規定しており、保険契約款及び補償契約款の改訂の準備期間等を見込んで、公布の日から起算して六ヶ月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

第二項は、改正法の施行の際現に行なわれている核燃料物質の運搬については、改正後の賠償法第三条第二項の規定にかかわらず、受け取り人である原子力事業者が運搬により生じた原子力損害を賠償する責めに任する旨の経過措置であります。

第三項は、今回の改正において、外國原子力船の損害賠償措置について賠償法で統一的に規定したこととに伴い、原子炉等規制法から關係の規定を削るものであります。

以上、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案の各条にわたりまして、その要旨を補足説明申し上げました。

○政府委員(鈴木一弘君) 続いて、矢島官房長。

○政府委員(矢島官房長) ただいま議題となりました海洋科学技術センター法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

海洋の開発にかかる科学技術につきましては、一昨年、海洋科学技術審議会の答申を受け、関係各省庁の事務次官申し合せにより「海洋科学技術開発推進連絡会議」を設け、その具体化を進めているところであります。

科学技術庁におきましても、これまで特別研究促進調整費の支出により、日本海に関する総合研究等の諸研究を推進するとともに、潜水調査船「しんかい」の建造及び運用、海中作業基地、潜水

水シミュレーターの建造を進めてきているところであります。これは、わが国の海洋科学技術は、先進諸国に比べ、まだかなり低い状態にあり、近年の海洋開発の急速な進展に伴つて、飛躍的にその水準を向上させることが強く要請されております。このような状況にかんがみ、政府、民間を問わず、わが国の関係分野の密接な協力のもとに、海洋科学技術の中核的な推進母体として海洋科学技術センターを設立しようとするものであります。

次に、当センターにおいて行なうことが予定されている業務について御説明申し上げます。

まず第一は、海洋の開発に必要な科学技術につきまして、多くの技術分野にまたがる総合的な試験研究を行なうこととなります。これは、海洋科学技術の推進には多数の分野の力を結集して取り組む必要があり、また、大型の実験施設を必要とするような研究開発を既存の研究機関等が単独で行なうことは困難である等の状況にかんがみ、この種の研究開発を当センターが中心となつて総合的に推進しようとするものであります。当面の研究開発課題といたしましては、海中医学、潜水機器等の潜水技術に関する研究開発、海中ににおける研究開発などが考えられております。

次に、海洋科学技術の各種の試験研究に共通して用いられる施設及び設備を保有して、これを海洋科学技術に関する試験研究を行なう者の共用によって供することとなります。これは、多額の経費を要するような大型の施設等を当センターに集中して設置することにより、投資の無用の重複を避けることをねらいとするもので、このような施設といつしましては、海中作業基地、潜水シミュレーター、高圧実験水槽等が考えられております。

第三の業務は、研究者及び技術者の研修であります。これは、研究者技術者に対し、すでに修得したそれぞれの専門分野の知識に加えて、海洋科学関係の知識を賦与し、あるいは、潜水技術を習得させること等を目的とするものであります。

このほか、海洋科学技術に関する資料を広く収集し、一般の利用に資すること等を行なうこととしており、このような業務を通じ、わが国の海洋科学技術の水準の飛躍的な向上がはかられるものと期待しております。

以上、この法律案につきまして、補足して御説明申し上げました。

○委員長(鈴木一弘君) 以上をもしまして、三案の趣旨説明及び補足説明の聽取は終了いたしました。なお、三案に対する質疑は後刻に譲ることとなりました。

○委員長(鈴木一弘君) 科学技術振興対策の樹立に関する調査を議題といたします。

○久保等君 去る一月四日から三日間、鈴木委員長、平島、矢追両理事、金丸委員と私、久保の五名は、三菱重工神戸造船所で建造中の海中作業基地、並びに和歌山県下の資源培養型漁業及び海中公園の実情を調査してまいりました。以下その概要を簡単に御報告申し上げます。

海洋において鉱物資源、生物資源を開発し、ある

いは海洋空間を利用する場合に、人間が海中に直接潜水し、調査活動や海中施設の管理等の作業を行なうことが非常に重要であります。現在サルベージ等で活躍するダイバーでも、深度五十メートルくらいまでが限度であり、水中での作業時間が

短い上に、潜水病を避けるため長時間かけてゆつくり浮上しなければなりません。これは、潜水深度と時間が長いほど、血液中に溶け込む呼吸ガスの量が多いので、それを徐々に排出するために浮上時間を長くとらなければならないからであります。しかし、血液中に溶け込む呼吸ガスの量は、約四十八時間で飽和することがわかり、四十八時間以上潜水した場合でも、浮上時間は大体同じで

よいという、いわゆる飽和潜水方式が確認された結果、海中に長くとどまるような設備があれば、潜水時間に対する浮上時間の比率を小さくし、浮上回数を減らすことができて、潜水効率を高めることができます。

海中作業基地は、この要請にこたえるものでありまして、その規模は長さ約十一メートル、幅四・五メートル、高さ約六・五メートル、重量約六十五トンで、中心となる居住部分は直径二・三メートル、長さ十・八メートルの円筒型の対応の容器であり、四人のアクアノートが、水深百メートル、十気圧の海底で三十日間居住できるように設計されております。

この作業基地を使用する場合には、まず、海上の支援ブイから基地を海底におろした後、支援ブイの減圧室で海底の水圧にひとしい圧力まで加圧されたアクアノートたちが、水中エレベーターに乗つて海底におり、基地に乗り移つて海中居住を開始し、長時間にわたる任務が終了すると、海中エレベーターで海上に戻り、減圧室で大気圧まで減圧されてから大気中に出るわけであります。

基地は、海上の支援ブイと、電力、真水、通信用の補給ケーブルで結ばれ、有線電話のほかに、一方で字を書けば他方にそのままの字が書き出されるエレクトロライターがあり、かりに音声が不明瞭の場合でもブイとの間に連絡がとれるようになつております。非常用として超音波による水中無線電話も設けられております。また、四台のテレビカメラで基地内の状況を隨時確認することができ

るようになつているほか、通風、換気、暖房、圧力調整装置等についても十分安全性が考慮されており、通常用として超音波による水中無線電話も設けられております。海洋調査を行なうには百ト

ルショウの漁業調査の重要な拠点でもあります。しかしながら、現在運航中の約三十五トンの木造の調査船が老朽化し、新船建造の必要に迫られております。海洋調査を十分に行なうには百ト

の観点からも、本計画の実現について國の格段の協力を熱望しております。

串本町にある県の水産試験場も本計画に必要な百数十名の就労者増が見込まれており、漁業就労者の平均年齢が四十四歳に達し、過疎化傾向にある本地域としては、青少年の定着化、後継者養成の観点からも、本計画の実現について國の格段の協力を熱望しております。

国が総合的視野に立つて統一的に行なうことが必要ではないかと存じます。

魚類の養殖の面では、白浜町にある近畿大学の水産研究所は画期的な業績をあげております。すなわち、昭和二十九年、ハマチの網いけす養殖に成功し、三十五年から、ハマチの種苗であるブリの稚魚養成のため、人工受精の研究を始めて成果をあげ、その後、有用魚種の品種改良につとめ、最近では、マグロの人工受精に成功をおさめております。このような研究は、卵から稚魚、稚魚から成魚へと魚類の一生を管理して初めて可能であり、研究員の日夜を分かたぬ努力がなければ成り、研究費の日日夜を分かたぬ努力がなければ成り、研究費をあげることができません。かかるに、その研究費の大半は、研究所付属の実験場で養殖した魚

たが、これを踏み台として海中作業基地全体のシステムが完成し、水深百メートルまでの海中作業を可能にする潜水技術が一日も早く確立されることが期待する次第であります。

次に、資源培養型漁業について申し上げます。

和歌山県では、串本町の古座地区に防波堤を設置し、百十四万一千平米に及ぶ日本最大の大型浅海養殖漁場を造成する計画を有しております。すでに基礎調査は完了し、目下実施設計調査の段階であります。本海中公園は昨年七月に指定され、一号から四号までの四水域からなり、総面積三十九・二ヘクタールで、透明度は二十メートル程度で良好であり、二号水域には百メートルの沖合に本海中公園を造成する計画を有しております。この計画の完成により、年間十五億円の水揚げと五百億円の販売収益でまかなつてゐるのが実情であります。国民に魚を大量に供給することを可能にし、かつ、物価安定にも寄与するかかる研究に、国は積極的に研究費を投入すべきであると存じます。

潮岬半島に隣接する西海岸に串本海中公園があ

ります。本海中公園は昨年七月に指定され、一号から四号までの四水域からなり、総面積三十九・二ヘクタールで、透明度は二十メートル程度で良好であり、二号水域には百メートルの沖合に本海中公園を造成する計画を有しております。この計画の完成により、年間十五億円の水揚げと五百億円の販売収益でまかなつてゐるのが実情であります。国民に魚を大量に供給することを可能にし、かつ、物価安定にも寄与するかかる研究に、国は積極的に研究費を投入すべきであると存じます。

潮岬半島に隣接する西海岸に串本海中公園があ

ります。本海中公園は昨年七月に指定され、一号

から四号までの四水域からなり、総面積三十九・二ヘクタールで、透明度は二十メートル程度で良

好であり、二号水域には百メートルの沖合に本海中公園を造成する計画を有しております。この

計画の完成により、年間十五億円の水揚げと五百億円の販売収益でまかなつてゐるのが実情であります。国民に魚を大量に供給することを可能にし、かつ、物価安定にも寄与するかかる研究に、国は積極的に研究費を投入すべきであると存じます。

潮岬半島に隣接する西海岸に串本海中公園があ

ります。本海中公園は昨年七月に指定され、一号

から四号までの四水域からなり、総面積三十九・二ヘクタールで、透明度は二十メートル程度で良

好であり、二号水域には百メートルの沖合に本海中公園を造成する計画を有しております。この

計画の完成により、年間十五億円の水揚げと五百億円の販売収益でまかなつてゐのが実情であります。国民に魚を大量に供給することを可能にし、かつ、物価安定にも寄与するかかる研究に、国は積極的に研究費を投入すべきであると存じます。

潮岬半島に隣接する西海岸に串本海中公園があ

ここ数年、インテルサットの問題につきましては、政府のほうでもいろいろと各国と折衝を重ねてまいりつておったわけですが、昨年の十一月から十二月にかけての国際会議で、ある程度の協定締結についての合意に達したという報道等を聞いておるわけなんですが、このインテルサットの交渉経過について、一応郵政当局のほうから御説明を願いたいと思うのです。

○政府委員(柏木輝彦君) 御説明を申し上げます。

御承知のように、現在七十数カ国が参加して実用商業通信衛星組織を運営しているわけでござりますが、この組織は一九六四年の暫定協定として発足したわけでございます。それが、この協定の第九条に、この協定を恒久協定組織として発足することを定めておりまして、その期限を一九七〇年一月から新協定に切りかえる、ただし新協定が発足できないときには暫定協定が効力を存続するわけでございまして、現在では、まだその暫定協定によつて運用をいたしておりますが、

この新協定は、一つは政府間の協定と、それに付属いたします電気通信事業体が協定します付属協定の、この二つからなるものでございまして、その第一回の条約会議を一昨年アメリカ合衆国が招請いたしましてワシントンで開催しているわけでございます。その後、第二回の政府間会議が同じく昨年の二月から三月にかけまして行なわれたわけでございますが、この第一回政府間会議におきましては、いろいろの重要な問題につきましての各種の提案が出されまして、それにつきましてのほとんど合意に達することができないまま終わりまして、第二回会議までに三回の中間会議を開きました。この結果開かれました昨年の第二回会議において、それらの意見の調整につとめたわけでござります。この結果開かれました昨年の第二回会議におきましても、各種の重要な問題を解決するための権利義務、あるいは新組織の恒久組織の運営に関する問題につきましては、各國の権能、あるいはその組織問題につきまして、アメリカ合衆国等を一方とするグループは、インテルサットの組織に参加する国々は、イ

ンテルサットの打ち上げる星以外のものを打ち上げ、これを利用することを全面的に禁止したいといふ問題があつたわけでございます。そのほか、インテルサットの星の利用につきまして、これの大綱が全会の一一致で承認されまして、その線に従いまして、その後の協定案又作成が急がれたわけでございます。しかし、第二回政府間協定会議は期限切れとなりまして、その後重ねて、三度この問題をさらに中間会議を開催しております。ただいま御指摘の、昨年の暮れの第二回の会議のときにおきました、ほぼ大きい問題につきましての合意ができ上がつてきたというわけでござります。ただ、この合意を申しましても、さらに第三回会議が来月中旬から開催されるわけでございますが、各国は、今までの案文の内容に対しまして、種々の保留をしておりますし、また、新しい提案も形式上はできるたてまえになつておりますので、このままの姿で案文が合意に達するかどうかにつきましては、まだ予断を許さぬ事情もございます。

また、さらに、政府間協定自体につきましては、大半の問題がこのよくな一本化された原案ができる上がつておるのでございますが、通信事業者間の付属協定につきましては、まだその作業が終了しておりませんので、いろいろそれについての重要な問題が残っているというのが現在の段階でございます。

○久保等君 荒筋の御説明は終わつたのですが、特に從来はアメリカが非常に強く、独占体制といいますか、独立の主張を強くしておつたわけなんですが、いま言った日本とオーストラリアとの間でつくつたというか、提出した妥協案といったようなものが中心になって、政府間協定の場合にはやはり一国一票を原則といたします、署名当事者のを構成するかという問題でございます。これにつきましては、一国一票を原則としたままの政府間の、政府の代表者で構成します総会を設けることといたしております。さらに、組織運営の問題といたしましては、まず、組織の最高機関といたしましてどのようなもの構成するかという問題でございます。これにつきましては、一国一票を原則としたままの政府間の、政府の代表者で構成します総会を設けることといたしております。さらに、組織運営の問題といたしましては、まず、組織の最高機関といたしましてどのようなもの構成するかという問題でございます。これにつきましては、一国一票を原則としたままの政府間の、政府の代表者で構成します総会を設けることといたしております。さらに、組織運営の問題といたしましては、まず、組織の最高機関といたしましてどのようなもの構成するかという問題でございます。

○久保等君 以上が、今までの一番対立点の多かった問題で、これにつきましては、先ほど申し上げましたような日米共同提案の原則に基づいて解決が見られたわけでございます。

○久保等君 だいぶ中身は詳細にわかつたわけでございますが、いま御説明の中に、世界を五つの地域に分けて、その地域からそれを代表を出して、それで理事会を構成するというお話なんですが、五つの地域で出る代表というものは、ほぼ見当がついているんですか。

○政府委員(柏木輝彦君) ただいま申し上げました五つの代表は、一定出資比率を持つ代表に加えまして、最高五つだけのメンバーが加わるというわけでございまして、通常二十五前後のメンバーが予定されているわけでございます。それら五つの地域の代表の選出につきましては、この協定に選出手続をきめておるわけでございますが、この



○久保等君 その概略は、これはもう前々からそういう計画で進んでおったことは私も承知しております。問題は、実験用の静止通信衛星が打ち上げられれば、直ちにその後引き続き、もしが成功すれば、これはもうほんとんど日月を要せずに実用の通信衛星が打ち上げ得るのだ。技術的に、という理解なんですか。それとも、その間、やはり若干の日月というものは必要なんですか。

技術的にはどういうように判断されておりますか。

○説明員(市瀬輝雄君) 五十年といいますと、まだかなりの時間もござりますので、その間に、地上施設その他の関連の国内体制等も整備を続けまして、五十二年の実験用静止通信衛星が打上ぎまして、その実用衛星との間隙となるべく縮めど、いう方向でわれわれも努力したいと思いま

○久保等君 その地上施設とかなんとかということは、これは比較的私はそうむずかしい問題じゃないと思うのです。四十六年度の予算、関係者の予算を見ても、むしろ、そのロケットの打ち上げそのものが予定よりも非常にくれたために、来年度予算の中では経費を削減したりして、当初の計画よりも縮小しているようです。だから、そういう地上施設は、見通しきれはつきりすれば、そうむずかしい問題じゃないし、すでにいろいろ通信衛星を受けたり送ったりしてやつておるわけで、そこから、そうたいした技術的に開発しなければならないという問題は、私はそうないんじゃないかなと思うのです。問題は、やはりロケットの開発問題が、これはなかなか当初の予定と狂つてきた。昨年の九月の実験にしても失敗をしたという経緯があるわけですから、特にその問題と、それから通信衛星のたまそのもの、これも私は、今日の技術をもつてすれば、そう至難の問題じゃないんじやないかと思うのです。やはり一番問題になつてくるのはロケットの開発の問題です。これは、いま懸案で、いろいろと御苦労をされておると思うのですが、だから、そういう面から見れば、一

番問題になつてゐるネットの問題は、その計画どおり今度はだいじょうぶだと、それから実験用の衛星を打ち上げられれば、それが成功さえするに、という理解なんですか。それとも、その間、やはり若干の日月というものは必要なんですか。

技術的にはどういうように判断されておりますか。

○説明員(市瀬輝雄君) 五十年といいますと、まだかなりの時間もござりますので、その間に、地上施設その他の関連の国内体制等も整備を続けまして、五十二年の実験用静止通信衛星が打上ぎまして、その実用衛星との間隙となるべく縮めど、いう方向でわれわれも努力したいと思いま

○久保等君 御存じのよう、本年二月、ミュー・ロケットによります実験用の科学衛星がめでたく軌道を回りまして、それで今年の八月、九月期に第一号科学衛星を打ち上げるという、この数ヶ月の間にはこれがまとまる予定でござります。引き続いて予備設計、それから基本設計と進められる段取りになっております。

○久保等君 当面の問題は、いま言われたよう

なことで作業を進めておられるのだと思うのですが、当初予定しておった、事業団が打ち上げる予定だった、例の液体燃料ロケットのL-S-Cの打ち上げの問題、これも一応計画を変更せざるを得ないということになつたのですが、これそのもの上云々という問題ではありますけれども、私は特に、事業団のほうにしろ、あるいは東大の研究所にしろ、いま言った客観的な情勢を、世界の情勢をなめたときに、日本のいま言つたロケットの打ち上げは非常に予定よりおくれたりなんかしないふうになつておりますか。

○説明員(市瀬輝雄君) 小型ロケットの打ち上げにつきましては、これは計画どおり比較的順調に進んでおりまして、これは大型ロケットの打ち上げを完成するための必要ないろいろな実験を繰り返しておるわけでございまして、特に現在のこと

○久保等君 私のいま質問しているL-S-Cの打ち上げは、どういう予定になつておるのですか。

○説明員(市瀬輝雄君) L-S-Cの5号機とい

うのを本年の九月に打ち上げます。それから6号機

は来年の一、二月期において打ち上げまして、以

ち上げは、どういう予定になつております。

○久保等君 目下のところ、そういったことは順調に進んでおると理解していいんですか。した

るようですが、しかし、日本の科学技術全般をながめて、これまた非常に立ちおくれたような感じが非常に強くなるわけですね。

○説明員(市瀬輝雄君) 順調に進んでおります。

○説明員(市瀬輝雄君) あとはほとんどそないして期間もとらず

ならば、あとはほとんどそないして期間もとらずに実用衛星が打ち上げられるのだ、通信衛星が打ち上げられるのだ、というふうに理解してよろし

いのですか。

○説明員(市瀬輝雄君) 去年、計画の大改定が行

なわれましたが、それを受けまして、特にその一

番基準になりますロケットの開発という面の現状

を少々申し上げたいと思います。

○説明員(市瀬輝雄君) ロケットにつきましては、現在、新しいN計画

といふNロケットの概念設計をやりまして、大体

ここ数ヶ月の間にはこれがまとまる予定でござい

ます。引き続いて予備設計、それから基本設計と

進められる段取りになっております。

○説明員(市瀬輝雄君) 御存じのよう、本年二

月、ミュー・ロケットによります実験用の科学衛星

がめでたく軌道を回りまして、それで今年の八

月、九月期に第一号科学衛星を打ち上げるという

計画になつておりますが、これはたいへん自信を

深めて東大は進めております。

○久保等君 まあ、いずれにしても、これは基礎

的実験から、さらに先ほど申し上げたような目

的に向かって精力的に御努力を願わなければならぬ。この問題は特に技術的な問題ですから、予算

上云々という問題ではありませんけれども、私は

特に、事業団のほうにしろ、あるいは東大の研究

所にしろ、いま言った客観的な情勢を、世界の情

勢をなめたときに、日本のいま言つたロケット

の打ち上げは非常に予定よりおくれたりなんかしま

すが、われわれも若干気分的にも非常に弱つたなあ

といふ氣持ちが率直にしておるのですが、ぜひひ

とつ、十分に精力的に取り組んでもらつて、計画

がさらにまた変更せられて、おそらくなるといった

ようなことのないよう、一段と御努力を願いたい

と思うのです。

まあ、いざれにしても、通信衛星の問題につい

ては、国際的な一つの競争といふか、各国のやは

り動き等もありましてね。私は、やはりそういう

情勢におくれるといふことは、あとでもう

取り返しがつかないといふか、非常に大きな面が

出てくると思うのですが、そういった点で、ひとつ御努力を願いたいと思います。

時間があまりありませんから、次に移つて、予

算関係の問題をさらにお尋ねしたいと思うのです

が、昭和四十六年度の予算、前年度予算と比べて

約一八%ばかり予算総額は金額の面ではふえてお

るようですが、しかしながら、日本の科学技術全般をな

がめて、これまた非常に立ちおくれたような感じ

が非常に強くなるわけです。

○説明員(市瀬輝雄君) それはわかりました。私は要求額を

七百七億と数字で見たものですから、ちょっとふ

しごに思つたのですが、まあ八百八十六億なら、

その点ではわかりました。

そうすると、まあいざれも要求額に対してもは

算というものは相当査定を受けたということになります。特に四十六年度の場合にはどういったところを削られたんですか。どういった費目ですか。ある程度まとまつた金額のところ、各項目について。こまかいところはいいでありますから。

○政府委員(矢島嗣郎君) それでは、大きな分類でもって、どの程度概算要求に対して予算がついたかということを申し上げますと、最初に原子力関係でございますが、原子力関係は、要求額が五百七十億、それに対しまして予算案では四百七十九億、四億ということになりまして、この歩どまりと申しますか、獲得率は八三・一%に相なるわけでございます。次のグループは、宇宙関係予算で、要求額が百九十一億に対し、予算案では百七十九億で、歩どまりは六一・八%でございます。それから次のグループ、海洋関係、概算要求八億に対して予算案が六億八千万で、歩どまりは八二・七%。あと、非常にこまかいのはたくさんあるんですが、その他をまとめますと、その他では百十六億に対して百十一億で、歩どまり九五・九%と、こういうことに相なっております。

○久保等君 前年度というか、本年度ですね、昭和四十五年度の予算、これはまあ、昨年度の予算に比べると金額の面でも約三六%増の予算だったと思うんですが、明年度予算は本年度予算に比べると、いま言つたように一八%程度の増額にとどまってるんですけども、ここのらの、まあこまかいことは別として、基本的に予算編成にあたって、科学技术庁の長官としてどういう一体目標で予算編成に取り組んでこられておるのか、お伺いしたいと思うのですが、十数%という程度の予算増加が、これは、これは一般物価あるいは経済成長率、それとおつつかつた程度の予算増だと思うのですが、いまの日本の科学技術、これは非常に予算関係から、そのことについて、長官、どのようにお考えですか。

○國務大臣（西田信一君） 全体をひつくるめまして、私は十分な予算とは存じません。もう少し充実したいと思うのであります、ことしの予算には若干特別な事情もござります。昨年は三十数%伸びておりますが、まあ一般的に申しまして、科学技術庁は非常に新しい仕事と取り組んでおりますし、したがいまして、ベースがだんだん上がつてまいりますと、伸び率は若干鈍化の傾向をとるのは、これはやむを得ないことだと思うのであります。そういう意味で、昨年とは、まあそういう事情もございます。

それからもう一つは、これは率直に申しまして、昨年要求しました当時は、まだ、たとえば宇宙開発につきましても、計画の改定を行なうちょうどその時点にぶつかつておるわけでございましたけれども、予算要求後に大幅な改定を行ないました。したがいまして、改定作業をやつております間におきまして、その先行するというようなことの前提がござりますものですから、今年度の予算が予算計上どおり進行しない面もございまして、そこら辺、若干使い残しのものも相当出たことは、これは殘念ながら事実でございます。したがいまして、来年度の宇宙開発におきましては予算の伸び率は非常に低いでござりますけれども、そこら辺の事情もございまして、繰り越し分も相当ござりまするし、また、本年度、改定後にことしの予算をそれに振り向けるという面も若干ございまして、それらを合わせますと、この百十何億というものは、かなりまた実質的な増額と申しますか、金が使えるわけでございます。そういう面もござります。

それから、原子力関係におきましても、いま宇宙開発で申しましたような傾向も若干ございます。したがいまして、これらを合わせますと、原素力関係におきましては大体満足すべき予算内容になつおると思うてのござります。そいつた事情もございまして、伸び率はことしは必ずしも十分でなかつた、率の面におきましては高率ではないのでござりまするが、内容におきましては、

原子力関係におきましても、あるいは宇宙開発におきましても、所期の計画を進めてまいりますのに、さほど不自由する予算ではないというふうに考えておるのでございます。しかしながらたとえば原子力におきましても、いま非常に大きな問題になりつつありますところのウラン濃縮の問題でありますとか、あるいは核燃料確保の問題でござりますとか、こういったことも、もう少しあるいは積極的な取り組みをしなければならぬというふうに考えますから、いま原子力等におきましても長期計画の見直しを行なつておりますが、年内に改定を行ないたいと思いますが、こういったことを踏まえまして、今後の、明年度以降の予算に取り組んでまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

たとえば、研究者の年間当たりの研究費といふものは一体どうなつてゐるかというようなことも、おたくのほうで出されている資料等に、はつきり数字として出しているんですが、これなんかも、各国と比べると非常な格差がありますね。少しばかり日本がおくれているという程度じゃなくて、アメリカなんかと比べては、これはまあちよつと問題にならぬと思うんですねけれども、西ドイツあたりと比べても相当な私は開きがあると思うんですね。これは資料等で拝見しても、まず、科学技術関係の予算が国全体の総予算に対する割合から見ても、日本の場合には、このおたくのほうの資料によると、昭和四十四年、前年度あたりの資料のようすでそれども、総額二千六百三十四億円という科学技術関係予算では、結局、パー・セントージにすると、総予算に対して三・三〇%程度、来年度予算でも逆に二・一%程度ですね。○一%落ちるんですから、数字からいって、たいしたことないと言ひかもしらぬけれども、しかし、これも伸びるんぢやなくて、逆に本年度と来年度の予算を比べると落ちるというようなことになっておることは、これは全体の問題として非常に大きな問題だと思うんです。あるいは科学技術者に対する研究費の問題なんかにしても、日本の場合は、昭和四十二年あたりのこれ、資料でしようか、一人当たり四百四十万円、これに対して、イタリーあたりでも一千百万円、ドイツあたりでは一千五百万円、フランスで一千八百万円という、年間の研究者一人当たりの国家予算といふものが、いま言つたように、倍数ぐらいで私は格差があると思うんですね。こういったようなことは、やつぱり最初きめた目標の、せめて国民所得の二・五%程度はぜひひとつ科学技術振興の予算として組もうじゃないかといった、そういうことが忘れられたというか、軽視せられたことが、結局こういった面に端的に、もう予算の金額として出て

きていると思うんですね。

そのことは、また反面においては、技術貿易も、たいへんなこれまで格差があるわけですね。日本の場合には約十倍近い、輸入技術に対する支

おしゃれ車に乗り得る文部省大臣以上へてお出でなさいたといふところを考へると、昭和三十五年といふんですから、いまからちょうど十年前ですね、十年前ですが、あの計画も、昭和四十六年の三月というから、ちょうど今月ですね、月末までには少なくとも

二・五%程度のところにひとつ持つて、こうと、予算規模をですね、国民所得に対する二・五%程度にはぜひ持つていこうということが十年前にきめられたと思うんです。その目標の十年が、この三月でちょうどぎりぎり一ぱい切れるわけで、そ

ういう点では、私は、一つの区切りとしても、この際非常な反省を要する時期であり、また大きな問題だと思うんですよ。総決算の時期を迎えて、この問題について、先ほどの長官の御答弁程度では——これはまだ去年ことしの話だけしていいればそれは答弁としては済むのかもしらぬけれども、十年前からこの経過をたどって考えたときには、私はちょっとその答弁では納得できないんですが、いかがですか。

（国務大臣）（西田）（一）冒頭に申し上げました  
ように、決して十分な予算とは考えておらないの  
であります。最近の、いま先生が御指摘になりま  
した研究投資額なんかにおきましても、ようやく  
一・九%に到達したということであります。最近  
この二、三年の間に〇・一%くらい上昇したよ  
うでございます。また、国全体の研究投資は最近の  
数年間が二〇%くらいでございますが、四十四年  
度でとりますと一・五%程度というようなこと  
で、若干ここ数年間の平均の上昇率を上回っては  
おりますが、しかしながらまだ一・九%で、二・  
五%にははるかに遠いのでございまして、御指摘  
のことは全くそのとおりでございます。ことに、  
この研究投資等におきまして民間のほうが非常に

にござましても、また宇宙開発におきましても、海洋開発においても、あるいはまた原子力等におきましても、これらの個々の面をとらえまして、やはりまだ、アメリカ、ソ連は別といたしましても、西欧諸国に対しても相当おくれをとつておるということは否定できないのでありますから、そういう面におきまして、私どもは積極的な姿勢でこの問題と取り組んでいかなければならぬ、私は、できるならば財政当局と、もう少しひざを交えた話し合いをいたしまして、そうして将来の科学技術の振興に対し、国がもう少し積極的な姿勢をとるように努力をいたしたいと考えております。

そういう意味におきまして、さらに個々の問題

わが国の場合は多うございまして、国の投資が一五、六%というようなところでございまして、これは諸外国と比べますと非常に懸隔がございます。こういう点も、ぜひこれは是正をしていかなければならぬことだらうと考えておるのであります。私は、諸外国の科学技術に對する国の投資の毎年の累積を比較してみると、イタリアなんかとはそれほど懸隔がないといったましても、その他に比べて、アメリカやソ連は別といたしましても、フランスであるとか西独であるとかとは、まだまだ格差が開いていく傾向がはつきりしております。そういう点から申しましても、國が立てた計画目標の一・五%に到達しないという面から申しましても、これはもう科学技術に對する国 の予算あるいはまた國全体の研究投資等がかなりおくれておるということは、もう否定できないのであります。したがいまして、いま、一九七〇年代の科学技術の基本政策につきまして科学技術会議が銳意検討をいたしておりますが、これらの場におきましても、こういう面を踏まえまして、このような計画に対する立ちおくれ、あるいは諸外国に対するところの非常な立ちおくれ、こういうものを急速に取り戻していくかなきやならない、そういう姿勢でなきやならないと考えております。

○久保等君 先ほど私が申し上げた昭和三十五年の例の科学技術会議の、まあ科学技術行政に対する非常に大きな柱だったと思いますが、科学技術振興の総合的基本方策ということについて答申をつくり、その実施を、いま申したように、十二年間にわたってやってきました。その結果は、先ほど私が例を二、三あげたわけですが、その例の中に云ふと、非常に当初の計画そのものも縮小されたり、またよほんな形で実施せられてきたし、したがつて、諸外国と比べてもたいへんな見劣りがするわけなんですが、さらにまた、同じ研究機関でながめてみますと、大学の研究機関と、それから国立の試験研究所あたりの予算なんかは、これまた、だいぶ格差があるようですね。こういったことについては、私は、だから総体的な一つの目標を定めたら、その目標に向かってもう少し積極的にやつてもらわぬと年々一〇数%か、あるいは二〇%程度上ががつたり下がつたり多少してやっている程度では追つつかないと思うんですね。特に、十年の期間がちょうどたつたいま、いま長官の言われたように、新しいというか、次の基本方策というものをいま考えつある段階だと思いますが、ぜひひとつ、今までの過去の十年間の実績等も私は反省をしてもらう必要があると思うんですね。やれなかつたらやれなかつたで、何かお役所仕事で、だれが責任をとるわけじやなくて、ただ一年か二年長官をやつっているんだからという気持ちも内心ないでないんだといふことは、これは実に無責任だと思うんですね。長官の一人の立場から言えば、おれが十年間長官やつたわけじやなくて、ただ一年か二年長官をやつっているんだからといふことは、心がないでないと思ふんだが、私はそういう気持ちは許されないと思うんですね。佐藤總理だつて、十年前の話になれば、おれの当時つくった基本方策じゃないんだといふことになるかもしねですが、そういうことじや困ると思うんですね。だから、私は、そういう点で一つの区切りに来ているわけですから、少なくとも今後の展望については、やはり基本的な問題についてしっかりした計画を立てたら、これについては強力に推進していかなければ

ならないと思うんです。幸い、この会議のメンバーには大蔵大臣も入つておるようですね、まるで大蔵の任務だなんという考え方でなくして、やはりやらせるようにしなければならぬと思うことについて了解をしたというなら、あまりこまかい、あと予算編成のときに削減することばつぱりが大蔵省の任務だなんという考え方でなくて、やはりやらせるようにしなければならぬと思うのですが、それには科学技術庁長官を中心になつて、やらなければ、先ほどのように少しづつ、年々少しづつ比率が下がるのは、むしろ総体の経費ができるから率としては下がるんだという、そんななうな——安定状態までいっているなだけつこうですが、まだまだ私はそんな状態にはほど遠いと困る。だから、あまりにも総体の金額が大きくなつたといふんなら、一兆円ぐらいになつたならそういういた話も通用するけれども、いま言つたよろしくに、イタリアあたりと比べても、一研究者の国家予算というものが半分前後ぐらいの程度では少し粗末と言わざるを得ないと思うんですね。

そういう基礎的に研究するものは、日本の場合は非常にくれていてると思うんです。そのことが、ロケットの打ち上げにしる何にしろ、いざ実用的なことをやろうとしたときに、私は、そういつた根底の浅さが技術面で出てくると思うんですね。だから、具体的な実用衛星なら実用衛星を打ち上げようということをやつたときに、結局、関連する基礎研究というものが十分になされておらないものですから、そういうつけ焼き刃的な技術で成功するはずがないんですね。こんなことは、しろうとの考え方、きわめて素朴な疑問であり、また質問のですから、少しあり切った施策を実行してもらいたいと思うんです。計画だけつくった、答申は比較的いいものができるだらうと私は思うんですがね。問題は、その答申が実行せられるかどうかが終わつた時期ですし、するものですから、次の段階について少し思つた施策を実行してもらいたいと思うんです。当初長官の言われたよんな、そういうつた態度ではなくて、根本的にひとつ

つ、科学技術振興の問題について、予算編成等についても、きめた目標については断々固として実行していくんだという気がまえを持って実行してもらいたいと思うんです。いかがでござりますか。

○國務大臣（西田信一君）久保先生の御指摘は、まさにすばしをついておられると思います。私どもも先生と同じ気持ちで積極的な姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。ことに、いま策定をされております次の十年計画の策定にあたり

ましても、ただいま先生がお述べになりましたよ  
うな、そういう心がまえでこの策定に臨みたいと  
考えております。また、できました計画は、これ  
は忠実に実行するということでなければ、絵にか  
いたものになるわけでございますから、過去の反  
省を十分にいたしまして、ひとつこれから積極的に  
取り組んでまいりたい。財政当局にも十分な理解  
を求めるように努力したいと思います。

○久保等君 それじゃ、私、まあ時間の関係もあ

りますから、終わりたいと思ひます。  
ちょっと繰り返すようですが、本年度の  
予算が前年度に比べて三六%ばかり増であつたと

いうことに比べると、明年度予算というものが本年度予算に比べて、その増加分が半分、一八%程度になつてゐる問題も、これはいまの長官の意気込みをもつてすると、いさかどうも、ふに落ちない結果になつておると思うのですが、そういう点、ひとつせひ、まあこまかい点を、こまかく質問をしたりお尋ねする時間もありませんから、お尋ねはしませんけれども、いま言つたような総体的な予算のワク等についても、やはり一つの目標なり計画をお持ちになつておやりになつたほうが私はいいと思うのです。そのとき、たまたま査定をいろいろやられたりなんかした結論が何気になつたんじやなくて、毎年何%程度の増は確保していくんだという、私はやっぱり心がまえが必要だと思うのですね。だから、本年度の予算について三六%ふえたけれども翌年度は一八%になつたといふんじや、これまた、ちょっと振幅が大き

過ぎるのじゃないかという気がしますね。まあ、そのときの実行計画が変更になつて、予算が多少違つてくることは、これはもうあり得ることだし、繰り越しが多かつたり少なかつたり、年度末になつて計画が若干狂うことはあり得ると思うのですが、しかし、一八%と三六%では、これはちょっと大き過ぎますよ、長官。

○國務大臣(西田信一君) これは、申しわけを申すわけではございませんけれども、確かに、科学技術予算全体が諸外国に比べても十分でないということは、もう率直に認めます。ただ、先ほどどの、ことしの特殊の事情も若干ございまして、三〇何%が一八%に落ちておりますけれども、実質的に使える金は、繰り越しその他合わせると三〇%はこえることになりまして、当面その計画の遂行にはそれほど支障のない予算であるということを、さつき申しわけございますけれども、全体につきまして、もつともと積極的な取り組みをしなければならぬということにつきましては、御指摘のとおりでござります。全力をあげて努力したいと思います。

○久保等君 もう長官の御答弁はよくわかりますから、問題は、そういうことを実行してもらいたいと思うのです。

それとまあせうと思いついたというか気がついたことなんですが、たとえば試験研究の問題にちょっと私触れたのですが、国立の特に科学題に立ち入らざる如きでござる。

技術庁に關係する試験研究所についても  
ある程度看板がえをやられるような予定のようで  
すけれども、問題は、やっぱり中身を充実させて

いかないと、看板を書きかえたり、それから何か組織を多少新鮮味を持たせるような程度に編成がえをしてみても、これは、やらないのよりいいかも

されませんけれども、やはり自身をもう少し充実させる必要があると思うのですね。たとえば研究者をふやすとか、あるいは研究者に対する施設な

り、あるいはまた待遇なり、あるいはまた試験研究費ですね、こういったようなものをやはり考えていかなければ、何か新しい年度予算の中ではそ

ういったことについての多少看板の塗りかえ程度のことを考えておられるようですがけれども、これも、いま言つた中身の問題を充実をしていくといふことからすれば、やっぱり金がかかる問題ですし、それがやはり予算の上であらわれてこなければいけないと思うのですけれども、金がなくて充実できるならけつこうなことです、何といつても、突き詰めていけば、予算がつかないで、ただ単に組織の名前だけ変えてみたりしたところで、たいして私は効果が期待できないと思うのですね。

先ほどもちょっと申し上げたように、大学の研究所も、これはお粗末ですけれども、その大学の研究所に比べても、国立研究所あたりはさらに貧弱だということが数字的にデータ等で見てわかるのですが、これらのことについても、科学技術庁、特に研究関係のことについては一番本家ですからね。しっかりとやらわなきや困ると思うのですが、こちらのこともつけ加えて私意見を申し上げておきますが、何か長官から御答弁があれば伺いたいと思います。

基礎になる研究者の処遇でありますとか、また十分研究のできるような環境をつくってやります

とか、こういったことがきっかけで大事でありますし、それからまた、たとえば予算をたくさん事業団に取りましても、これを消化していくだけの能

力が必要。それにはやはり人の数を必要ってあります。金も必要であります。そういう面におきましては、金の面におきましては、

うでありますか。十分予算を消化して、そして使い残しがないように、金が足りないぐらいに、どんどん消化していくことないと、次の予

算は取れないわけです。そういう面におきましては、ことしは、人的充実の面におきまして相当努力を、今まで例のないほど、人の充実というこ

とは、事業団におきまして、宇宙におきましても、原子力関係におきましても、動燃事業団におきましても、やつたつもりでござります。それか

然また、各研究所の人的充実につきましても相当配慮いたしたつもりでございまして、従来よりは比較的人の充実ができたように思います。それからまた、総定員法の関係もございまして、なかなか人間は、減すほうはあれでござりますけれども、

実はことは科学技術庁におきましても、いままで、「ここ数年ほど、数はわずかでござりますけれども、従来の例から言いますと、例のないくらい人を何名か、七、八名ふえましたか」といふようなことをいたしました。

それからまた、研究者の待遇の問題につきましては、これは私のほうの直接所管しておる研究所だけではなくて、国の研究所、機関全体の、何ですかね、研究者の待遇の問題が非常に重要でございますので、これは私ども責任を持っておりますのですから、昨年来人事院等にも相当強くお願ひをいたしまして、相当これらの改善も見たわけでございます。また今年も引き続いてそういうことを考えていただくなつております。ま仰せになりましたような問題につきましては十分分配してまいります。

ますが、いま、要員というか、定員、昭和四十六年度でふえる予定の増員、何名になりますか。そして、各部門ごとに、何名を増員される見込みですか。

それを各部門別に資料で出してくれませんか。それで、よく言われるよう、頭脳流出だとかといふようなことで、海外に出かけていくようなことが年古に向かって問題になって、ミーティング、こういった

非常に前々から問題になっていたのですが、どうして  
たようなことも、要するに、技術者なり研究者に  
対する待遇の悪さから来る。これは国家的に私は  
非常に大きな損失だと思うのですね。だから、そ  
ういった点をやかましく言って首頭をとるのは科  
学技術庁の長官だと私は思うのですが、そういう

点で、そういうた処遇なり、あるいはまだ人員の充実なんかについては、よほど努力をしてもらわないと、最近、定員削減で千編一律に削減をやつ

たりなのにかしておるんですけれども、科学技術庁のようすに、どんどん新しい技術開発をやっていかなきやならぬ部門で現在定員をやはり五%削ると

かなんとかというようなことで、年々若干ずつでも削るなんという、これはもう全く私は、ナンセンスというよりも悲劇だと思いますね。だから、そういったことについては、やはり実態というものに立った定員を考えてもらわなきゃ困ると思うのですが、これはまあ長官だけに言つたってしようがない問題だけれども、定員の明年度増の問題について、内訳等を、あとでいいですかから、何だったら資料で部門別に出してもらいたいと思う。

それで私の質問は終わります。

○政府委員(矢島嗣郎君) ただいま御要求の定員の関係は、正確を期するために、後ほど資料で提出させていただきます。

それから、先ほど先生が、来年度看板の塗りかえ、看板がえといいましょうか、名称変更のことでは研究機関について名称変更とか、あるいは看板の塗りかえといいうようなものはございませんで、私のほうは若い研究所でございますから、そういう事態にまだ立ち至つておらないので、むしろ、先ほど長官が申し上げましたように、定員の充実なり、機械の充実、そういう方面に強力に進めておるわけでございます。

○久保等君 先ほど私のお尋ねしたのは、科学技術全般の問題で、科学技術庁だけに限った意味ではないのです。だから、他の省庁にもあるわけですね。そういうことを含めてお聞きしたのですから……。わかりました。

○委員長(鈴木一弘君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木一弘君) 速記を起こして。午後一時四十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十分開会

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開いています。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。  
○矢追秀彦君 大臣が二時から行かれるそうですから、先に一つだけ聞いておいて、あと、局長さん伺っておきます。

大臣の所信表明の第一番の「科学技術振興基本政策」の中に「科学技術振興基本計画の策定」のことがうたわれておりますが、この基本計画はいつ出されるのか。大体どういう内容のものであるのか。この基本計画をつくる場合はどうしてもやはりここで問題になるのが科学技術基本法、これの制定がどうしても問題になつてくると思いま

すが、その点についてどのようにお考えでござりますか。

○国務大臣(西田信一君) ちょっと私、的確に御質問を把握しなかつたのでございますが、科学技術政策を立案中であるがこれに関連して長期計画をどういうふうにする考え方であるか、こういうお尋ねでございますか。科学技術の長期計画につきましては、ただいま科学技術会議が諮問を受けまして、鋭意検討中でございます。その検討の課題は、七〇年代の科学技術政策はいかにあるべきかという課題と取り組んでいるわけでございまます。そこで、その答申はおそらく四月中には出ると思いますが、科学技術の長期計画をどういうふうに考えておるか、その中にどういろいろ取り組まれるか、こういうことでござります。

○久保等君 が、この科学技術政策の基本につきまして、いま検討中でござりますけれども、科学技術政策全般にままでの、具体的にその内容を申し上げることは困難でございますから、まだ討議中でございまます。ことに、最近非常に問題になつておりますところの環境問題、あるいは経済の国際化の問題、わたくつての検討がなされているわけでござります。そこで、基本法という形になりますが、として検討されておるわけでございます。

○委員長(鈴木一弘君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木一弘君) 速記を起こして。午後一時四十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

そこで、科学技術の基本計画につきましては、いまいろいろな角度から検討を進めておるわけでございます。

一度国会に御提案申し上げたのであります。これは遺憾ながら審議未了になつておりまして、さらにつだいま長期的な技術予測等も行なつておりますし、また、先ほど申し上げた

科学技術会議におきますところの七〇年代の基本的な政策というものを見てまいりますので、これらを受けまして、どういう形の基本計画をつくれるかということにつきましては、ひとつ検討を進めまして、最も時代にふさわしいものを考えていただきたいと考えております。

○矢追秀彦君 いま四月に答申を受けてやると言はれましたけれども、七〇年代といつても、今年はもう七年ですから、一年これで減つているわけですね。いまのようなペースだと、七〇年代のまん中辺になつて、七〇年代の長期総合計画では、これはもうおぞ過ぎる。しかも、前からずっと相当の年月にわたってずっと議論されてきたのが基本法です。やはりこの点について政府は現在の科学技術者の方たちとの話し合いをもつと進めています。最近全然この基本法については、進んでないと私は思いますが、これについても、もっと政府の態度をはつきりした上で、やはりそ

の基本法に基づいた基本計画がなければ意味がないと私は思いますので、その点について重ねてお伺いして、衆議院の本会議があるようですが、まだお帰りになつてから次の問題をお伺いしたいと思います。

○矢追秀彦君 この廃棄の規定はどうなつておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 放射性同位元素協会で、昭和三十年から四十四年まで十五回、大体年

射性廃棄物の海洋投棄実験、これが行なわれておられます。これが現在まで行なわれた回数、それから日時について発表していただきたい。

○政府委員(梅澤邦臣君) 放射性同位元素協会で、あらためて御質問申し上げますが、まず、放

射性廃棄物の海洋投棄実験、これが行なわれておられます。これが現在まで行なわれた回数、それから日時について発表していただきたい。

○矢追秀彦君 では、次の問題に移りますが、放

射性廃棄物の海洋投棄の問題について、先日来予算委員会でわが党の委員が質問をいたしましたが、立ち入った質問等も行なわれておりませんの

で、あらためて御質問申し上げますが、まず、放

射性廃棄物の海洋投棄実験、これが行なわれておられます。これが現在まで行なわれた回数、それから日時について発表していただきたい。

○矢追秀彦君 では、次の問題に移りますが、放

射性廃棄物の海洋投棄の問題について、先日来予

算委員会でわが党の委員が質問をいたしましたが、立ち入った質問等も行なわれておりませんの

で、あらためて御質問申し上げますが、まず、放

射性廃棄物の海洋投棄実験、これが行なわれておられます。これが現在まで行なわれた回数、それから日時について発表していただきたい。

○矢追秀彦君 では、次の問題に移りますが、放

射性廃棄物の海洋投棄の問題について、先日来予算委員会でわが党の委員が質問をいたしましたが、立ち入った質問等も行なわれておりませんの

で、あらためて御質問申し上げますが、まず、放

射性廃棄物の海洋投棄実験、これが行なわれておられます。これが現在まで行なわれた回数、それから日時について発表していただきたい。

○矢追秀彦君 では、次の問題に移りますが、放

梶包は、はたしてそのように耐え得るようになつて規則を守られているかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) これを行ないます。その基準で安全性を確かめまして、それで行なつたわけだと思います。

○矢追秀彦君 ところが、去年の九月から行なわれましたフランスの低中レベル放射性廃棄物処理技術シンポジウム、この今度の発表によりますと、梶包された廃棄物は毎年四千メートルの海底に投棄され、これらの廃棄物に含まれる放射性核物質は海底に達すると直ちに海水中に浸出する、このようになっておるわけですが、ここは二千六百メートル、四千メートルとの違いはありますけれども、やはり投棄した場合、この梶包が、海水が入つてくる、あるいは出てくる可能性があるんじゃないでしょうか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 私が学会の様子を調べましたところでは、この計算をやりますときに、まあ理論計算をやりました。そのときに一番仮定の基準といいますか、その考え方を全部非常にシビアな線をとつて計算した可能性の数字を出して発表されたと聞いております。それは、アメリカにおきましても一九四六年から六三年まで海洋投棄をいたしておりまして、そのときの基準をわれわれ使つたわけでございますが、私たちのほうも試験という考え方でやつております。それで、なお一そう強調はいたしておりません。それで、なあ一そう強調をいたしておりまして、そのときの基準をわれわれ使つたわけでございますが、私たちのほうも試験といふことをやつております。それで、半減期といふことをやつております。それで、半減期といふことをやつてしましては五・三年の半減期のもの、それを実はるいは海水が入つてこない、という実験をどこかでやつた上でやられたわけですか、それとも、ただいま言われたような今までの常識的な面だけで、大体計算だけでいいじょうぶだろうと……。実際いま海洋関係のほうでは、かなり水槽などをつくつていらんな実験が行なわれるようになつておるわけですから、そういう実験が行なわれ

て安全性を確かめた上でやるべきであると思いますが、その点の実験はなされたのか、なされなかつたのか、計算だけでやられていたのか、その点はどうですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 昭和三十年のとき、ちょうど私もよくわかりませんが、実際それをやりましたときには、海外でやりました実験データをこちらで安全的かどうかということを審査してやつてはいなと思います。

○矢追秀彦君 それ、国内でやらないで、最初はやむを得ないとしましても、結局、三十年から四十四年まで十四年間という長い期間、しかも十五回にわたって行なわれております。しかも、最初二十七本だったのが、昭和四十四年十月十六日に

は二百四十五本という、約十倍近い本数になつておるわけです。それだけだんだん本数をふやしておる以上は、ただ外国のそういう実験があるから、もつと学問的にやらなければいけないと思いまが、その点はいかがですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 現在におきましては、電力中央研究所というのがござりますが、そこには、先ほど申し上げました間隔でござりますが、輸入いたしましたと申しますが、輸入いたしました間隔でござりますが、そこで、ドラムかんの地上における強度の研究は進められておりまして、當時これをやりましたところには、先ほど申し上げましたとおり、輸入いたしましたが、入れておりますものは、コバルト六〇を海外から輸入いたします、当時輸入したわけでござりますが、輸入いたしまして、それを小分けするわけございますが、そうすると、小分けするときの手袋その他それにくついている、それを実は投棄いたしましたのでござります。それで、観測と申しますが、年間やりまして、それをいま、観測と申しますが、海洋観測等行なつておりますから、それについて

ては全く現在のところ異状ございません。

○矢追秀彦君 その十五年間の実験ですけれども、毎回毎回報告はどこかの公的な機関にされておるのですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) これを投棄いたします場合には、科学技術庁のほうに、投棄している技術者から出されます。そして投棄する場合に科学技術庁のほうから担当官が来て、それから関係各所からの立ち会いあるいはその処置の指示のもとに投棄を行なつております。したがいまして、私たちとすれば十分投棄のときに了承をいたしているわけでございます。

○矢追秀彦君 そのレポートなり報告書というのは技術庁から出されます。資料として、その立ち会いましたときごとのレポートというのはつくつております。

○政府委員(梅澤邦臣君) 投棄につきまして、それは二百四十五本という、約十倍近い本数になつておるわけです。それだけだんだん本数をふやしておる以上は、ただ外国のそういう実験があるから、もつと学問的にやらなければいけないと思いまが、その点はいかがですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) これは放協がやっておりまして、私たちが監督の意味で立ち会つております。したがいまして、断片的には放協の

その報告が残つていると思います。ただ、私どものほうでその報告書を必ずまとめていたということはいたしておりませんでした。

○矢追秀彦君 その放協といふのは、どういう団体でありますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 放射性同位元素協会は、放射性同位元素の応用に関する技術の向上及び普及をはかることを目的として、その目的で昭和二十九年に社団法人として設立されました。実際にやつています中身は、研究発表会、講演会の開催、それから専門図書の編集、刊行、そ

れから放射性同位元素の頒布——この頒布の際に、いま関係したわけでござります。それから放

射性廃棄物の回収、保管業務を行なつております。

○矢追秀彦君 この法人に対する全然政府から、資金とかあるいは補助金とか、そういうもの

は出でていないのですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 現在資金その他出ておるのですか。

○矢追秀彦君 そうすると、この実験は、この放

射性廃棄物の回収、保管業務を行なつております。これは実験じやなくて、営業みたいになつてゐるのじやないか、こう思うのですが、もし科学技術庁がそういう監督をしておられるな

るわけです。これは実験じやなくて、営業みたいになつてゐるのじやないか、こう思うのですが、もし科学技術庁がそういう監督をしておられるな

してきわっとオーソライズされまして、そうやってるべきではないか。要するに、こういう団体にまかしているのは非常にあいまいじゃないかと、こう思ふんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 放射性同位元素協会の業務といたしましては、そのほかに廃棄物の収集をやつております。これについては相当量ござりますが、これはそのあせんをやっているわけでございます。先ほど申し上げましたように、ここへ捨てましたのはコバルト六〇の切りくずその他について実験的に取り上げたわけでございます。それも放同協がこれを捨てまして、その後の観測等、これは気象庁あるいは関係の省、そういうところで総合的に観測をいたしております。それについての異状その他については科学技術庁が常に見ているわけでございます。したがいまして、総合的に試験といいますか、試験して、その後の状況等は観測を私たちのほうでいたしております。

○矢追秀彦君 何か、ちょっと私もわからぬのですがね。はたしてこういう実験のあり方でいいのかどうか、その点はどうお考えですか。ただ要するに、科学技術庁というのは、試験があるって、そこを見に行っているのでしょうか、その内容を。実験をヨーロッパ関係でやつております。その関係も試験投棄という考え方でやつております。したがいまして、私たちのほうは、まだどんどん捨てていよいんだという判断は全然いたしておりません。したがいまして、現在、とりあえずこれを試験段階——海外その他も試験投棄と申しておりますので、私どものほうも試験という考え方をとっているわけでございます。また、試験じゃなくて普通に捨てていいという考え方には実際いたしておりません。

○矢追秀彦君 私が問題にしているのは、さつきから何回も言つておりますように、十五年という

長きにわたって、しかも本数がどんどん毎年ふやぶる、するするすると捨てるんです。でも、まだまだ結論が出ていないものを、こういふうふうな、するするするとふやすようなやり方ではいけないんじゃないかな。これに対しても、まずは技術府なりできちつと指導して、そしてそ

の計画も立てて、こういう実験でこういふうにやつて、こうだ、だからこへ捨てるんだ、ここまで持つていかなくちゃいけないんじやないか。その点は全然出でない、こういうわけですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) いま、ことば足らずでございましたが、私たち、この十五年間で捨てることを中止いたしております。これはどうしてかと申しますと、これの観測をなお続けること、それからもう一つは、現在やはり廃棄物はどんどんふえてまいっております。したがいまして、廃棄物の処理、処分についての検討会を原子力委員会の中にいまつくつております。そこで、もう間もなくそこで検討した結果が出ると想います。それで正式に、今後どうするかということを判断して、それから十分なる措置をとつていただきたい。

○政府委員(梅澤邦臣君) これは、いま試験研究と申し上げまして、確かにその辺少し問題があると思います。ただ、現在のところ、海外でもいま実験をヨーロッパ関係でやつております。その関係も試験投棄という考え方でやつております。したがいまして、私たちのほうは、まだどんどん捨てていよいんだという判断は全然いたしておりません。したがいまして、現在、とりあえずこれを試験段階——海外その他も試験投棄と申しておりますので、私どものほうも試験という考え方をとっているわけでございます。また、試験じゃなくて普通に捨てていいという考え方には実際いたしておりません。

○矢追秀彦君 私が問題にしているのは、さつきから何回も言つておりますように、十五年とい

うで、会をつくりましたんで、その検討会の結論を待つために中止しているということございます。

○矢追秀彦君 その辺が、私もちょっと、ずさんだと言いたいのです。するするすると捨てるだけで、問題になってきたからやめる。じゃ、いままでの十五年間のデータが、はたしてどれだけきつとまとめられておるかどうか。たとえば、柵

したことは、その投棄いたしましたものが実際にその場所に完全にどういう形でいるかというのを、上から、一昨年だったと思いまして、その辺を確認をいたしまして、それから定期的にその辺の放射能の監視等を続けて、そのデータを整えております。したがいまして、いま先生おっしゃいました、引張り出してそれを調べるか、そこまではまだ検討が進んでおりません。

○矢追秀彦君 それを引き揚げてやられることを前向きに検討されますか。それとも、いまは確認されただけ終わりですか、あるいは不可能ですか、それは。

○政府委員(梅澤邦臣君) これをやりましたときには、海水の中に浸透するかしないかというとをおもにした考え方であります。したがって、いまのところ、その観測を続けているわけであります。したがって、よそへ行つては困るので、その場所にあるかどうかを確認するわけですが、いま先生のおっしゃいましたように、引き揚げて中がどうかというところまですぐやるかどうか、考え方させていただきたいと思います。

○矢追秀彦君 それは、技術的な面は別として、そのくらいやれるくらいのめどがなくて、これだけ十五年も捨て続けるというのは問題じゃないかというわけであります。いま言つた浸透を調べてみると、意味がないわけですが、どこにあるかないかというと、何か物質をつけるとか、いろいろな測定のしかたがあると思います。これ

は潜水船もあるわけですから、もぐることは可能ですし、写真もとれるし、いろいろな探測ができると思いますが、実際どれだけ容器が破損してて浸透しているか、引き上げて調べてみなければわからない。一、三年の実験で、検討していないと思われるなら私は文句は言わないんですけど、五年の長きにわたつてやつていて、規定にないな

とですからね。そのくらいの実験なんというのをわれわれしらうとが考えてもわかるわけです。その点がずさんじやないか、こう申し上げているのですが、その点、いかがですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 確かに、一番最初にこれを考えたときに、いささか研究課題その他が不十分でやつたと思います。しかしいま先生おっしゃいました点については、先ほど申しました検討会をいまやつております。しかしながら、この一環としてこれを利用することについては、具体的にその関係で考えさせていただきたいと思います。十分に試験をやりましたことでございますから、これについての成果とか、あるいは検討としては、できるだけ材料として使いたいと思っております。

○矢追秀彦君 先ほど手袋というようなことをおっしゃいましたが、今まで捨てたものの中身は、科学技術府としては全部報告を受けて、キャッシュしておられるわけですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) この廃棄物を入れます場合に、コンクリートの中に入れるわけですが、私たちのほうで完全にチェックいたしておりますのは、一本に対してどのくらいのキューイー数が入っているかということをやつております。大体

中に入っています。その点は確認いたしております。

○矢追秀彦君 じゃ、次に量の問題でございますが、放射性物質の量ですね、大体どのくらい入っておりますか、いま少し言わされました。物質の量です。

○政府委員(梅澤邦臣君) いま先生のおっしゃいましたのは、捨てたものですか。——全部で、合計まして四百六・八キュリーでございます。

○矢追秀彦君 現在、原研及び各所の原子力発電所から出される許容量は幾らですか、その基準は。

○政府委員(梅澤邦臣君) 原研におきましては、年間約五百から八百本のドラムかんが出ます。それで、現在原研で約一万本の保管がされております。また、動力炉・核燃料開発事業団では年間三百から四百本発生いたします。現在それが二千三百本になつております。それから発電所でございまますが、民間の発電所は現在三基ございまして、三基の現在までの総量は一千四百四十本でござります。

○矢追秀彦君 許容量の基準はどうなつてますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) I C R P の基準に基づきまして、ドラムかんの表面のところの許容線量、それがきめられているわけでござります。

○矢追秀彦君 幾らですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) ちょっとと時間をかしていただきます。正確な数字をいま調べておりますので。——表面が二百ミリレム・毎時でござります。それから表面から一メーター離れたところで十ミリレム・毎時でございます。

○矢追秀彦君 それでいつた場合、やはり相当の本数ですから、やはり大きくなつておるわけですね。で、まあ海水の中だから拡散するから心配ないと、こういうふうに言われておりますけれども、はたしてそれがどのような拡散をするのか、その点については、現在のところでは、どういうふうな研究結果、それから見解になつております

か。そうしないと、いま一応海洋投棄の実験はやめると言われましたが、いずれ、現在たまつています。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先ほど申し上げましたのが、確かに、これから廃棄物はたくさん出ますので、いま検討会で検討課題の問題、その具体的やり方、それから今後の体制等検討いたしておりま

すので、その結果が出るまでしばらくお待ちいただきたいと思います。

○矢追秀彦君 その結論は大体どれくらいまでに出るようなめどでござりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 一応の問題点の解明、考え方、これにつきましては、実はこの二月までに出る予定でございましたが、ちょっとおくれております。現在のところ、四月半ば過ぎには必ず出る、こう思つております。それから、それを具体的な体制に持つていきますので、それにはまだ時間が少しかかると思います。

○矢追秀彦君 この場合、海洋関係の学者の方の意見を聞かないとい、要するに、海流の問題がかな

り出てくると思うのですが、そういう点については、まだまだ現在の海洋学の上においても、そう詳しいものは、当面日本の回りの場合、出ないと思ひますが、そういう点についての研究が、やはりこれからもっと早く進められなければならぬと思うのですが、その点と、その放射性廃棄物のたまりぐあいとの関係がどうなるか。このままいくつも、そこからもつと早く進まつてしまつわけです。それから表面から一メーター離れたところではどのよう見通しを持つておられるか。

○矢追秀彦君 いま先生おっしゃいましたのは、まだ全く考えておりません。

○矢追秀彦君 それから放射性物質の問題でなければ、まだ全く考えておりません。

○矢追秀彦君 それ以外のものは、すべてドラムでござります。それ以外のものは、すべてドラムかんで原研その他に保管してござります。

○政府委員(梅澤邦臣君) 私の聞いていますところでは、最後の三、四年のところに、ミリキュリー

と海洋とつなげまして、その間にまた研究の速度というものを入れて考えなければなりません。そ

の点がいまいろいろ議論的になつて答申がおくつられています。これからも原子力発電所がどんどんつくられます。その場合どうなるか、それについて

○矢追秀彦君 その結論が出ない前に、もし学問の発達がおくれまして、その場合たまたまものほどこかへ持つていくという代案はお考えになつておられますか。たとえば、ほかの国へ持つていて水の中に埋めるとか、その点はどうですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) いま先生おっしゃいましたのですが、この四月ころには大体の問題点が出来ます。ただ先生おっしゃいましたように、研究が進まない場合どうするか、その点は当然私どもいままで考えておりまして、たとえば発電所あるいは原研等については十分な措置をすること、そういうことをもとにして許可いたしております。したがいまして、その後、将来実際的に十年なり十五年してからどうするかということが、今までの検討会の課題につながつてくることでござりますが、その点は十分今後考えておきたいと思います。

○矢追秀彦君 このままいくつも、それからもつと早く進まつてしまつわけです。それから表面から一メーター離れたところではどのよう見通しを持つておられるか。

○矢追秀彦君 それから放射性廃棄物のたまりぐあいとの関係がどうなるか。このままいくつも、それからもつと早く進まつてしまつわけです。その点はまだ全く考えておりません。

○矢追秀彦君 それから放射性物質の問題でなければ、まだ全く考えておりません。

○矢追秀彦君 それから放射性廃棄物のたまりぐあいとの関係がどうなるか。このままいくつも、それからもつと早く進まつてしまつわけです。したがいまして、日本をいたしましても、水産庁の研究所等でいろいろな学説が出てまいりました。したがいまして、日本をいたしましても、水産庁の研究所等で下研究しております。しかし、現在わざか出でますが、I C R P 基準に基づきまして、それ

○政府委員(梅澤邦臣君) トリチウム等につきましては、先生おっしゃるよう、ソ連その他であります。

○矢追秀彦君 センウム、ストロンチウムなど

○政府委員(梅澤邦臣君) 私の聞いていますところ

程度のものが、わずかその中に含まれるよう

なつたというふうに聞いております。それはほのわざか入つてゐるというふうに聞いております。

○矢追秀彦君 その点も、私がさつきから繰り返してゐるよう、実験がもう一つずさんであった。そこまでの監督指導がやはりちょっとできていなかつたのではないか。繰り返すようですが、申しわけありませんが、お伺いいたします。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先ほどことばが足りなくて、すみませんでした。やっぱりコバルトが主体でございますが、それに付随して、わざかなものがミリキュリーとして付随しております。それについて、どういうものが入つていたかというところについては、私たちのほうで十分押えております。したがいまして、その後、将来実際的に十年なり十五年してからどうするかということが、今までの検討会の課題につながつてくることでござりますが、その点は十分今後考えておきたいと思います。

○矢追秀彦君 今後の問題になるかと思いますけれども、トリチウム、クリプトン八五、こういうのもこれから出てくるわけでしょ、現在もトリチウムについては出てきておりますが、これに対する処分はどういうふうに考えておられますか。

なお、いま先生おっしゃいました外へ運ぶとか海外に持つていくとか、そういうことについては、まだ全く考えておりません。

○矢追秀彦君 それから放射性廃棄物のたまりぐあいとの関係がどうなるか。このままいくつも、それからもつと早く進まつてしまつわけです。したがいまして、日本をいたしましても、水産庁の研究所等で下研究しております。しかし、現在わざか出でますが、I C R P 基準に基づきまして、それ

○政府委員(梅澤邦臣君) トリチウム等につきましては、先生おっしゃるよう、ソ連その他であります。

○矢追秀彦君 センウム、ストロンチウムなど

○政府委員(梅澤邦臣君) 私の聞いていますところ

程度のものが、わずかその中に含まれるよう

○政府委員(梅澤邦臣君) もちろん、捨てないほ  
うがなるべくいいので、私たちのはうも安全審査  
等をいたしますときに、最小限にすることと。し  
たがいまして、私たちは大体 I C R P の十分の一  
以下の基準をとつております。実際に捨てる場合  
には、またその十分の一以下というのが大体の実  
施過程になつております。捨てないようとする、  
そういうことにいたしまして、できる限り出ない  
ようにするという方向で進めております。

○矢追秀彦君 やはり、これについても、できる  
だけ出ないようではなくて、はつきりとした基  
準なり規定なりを、もつと厳格にすべきではない  
か。というのは、トリチウムも現在議論のあると  
ころらしいのですけれども、議論があればあるほ  
ど、やはりシビアな規制をしておいたほうがだい  
じょうぶなんではないか。そして、そういう実験  
結果が出ればゆるめていく。そうしないと、要す  
るに原子力公害というものは、単位が小さいので  
そう問題ではないと、また、目に見えないと  
ことで、ともすれば一般の国民といふのはわから  
なかつたり、あるいはまた、ちょっとした量で騒  
ぎになつてしまつたりしておりますので、やはり  
権威ある学問的な上からの規定、そういうものも  
やはり国民は要求しておると、このように思いま  
すので、その点については厳格にお願いしたいと  
思います。そういう点で、いま検討中なようであ  
りますけれども、放射性の物質の投棄については  
慎重にやつていただきたいと思います。それに對  
して、いまさき言つたような放同協なるものも  
ありますけれども、もつと科学技術厅としては、  
きちつとした体制をつくる必要があるのではないか  
か、このように思うんですが、その点、大臣、どう  
お考えになつておりますか。

これらの問題を真剣に検討いたしております。十分これに対処する体制はとつておるつもりでございます。何と申しましても、これから、狭い国土の日本でこれを陸上処分するか海中投棄するかという問題は、非常に大きな課題でございます。各国によりましてそれぞれ事情が違いますし、あるいは岩塩の廃坑等の中に処分しておるというところもございますし、また、海中投棄によらざるを得ないという国もあるようであります。わが国はわが国の立場において十分安全に、そうして影響のないような処理体制をとらなきやならぬ、こういう意味におきましては万全を期しておる次第でございます。

○矢追秀彦君　いまのに関連して私が痛感することは、海洋開発の問題になつてくるわけです。これについては、わが党も法案を一昨年から出して、また去年も出し、ことしもまた出すことにいたしておりますけれども、今度政府のほうでも海洋科学技術センターといふものができることになっておりますけれども、非常に急ピッチで海洋の開発が進む——その前に、まず海洋の実態研究あるいはいまのような放射性廃棄物をやる場合の日本のまわりの海流の調査とか、そういうたった点のことがまだわかつておりますので、これを早急にやらなきゃいけないと思うんですが、結局、本年度予算を見ても、まだまだ海洋開発に対して、予算があえたとはいながらも、金額的にはないわけでありますし、この点について、もっと積極的な姿勢でやっていただきたい。やはり基本計画、そしてできれば、われわれの唱えておる実験的なものまで持つていただきたい。できれば基本法という、この点をわれわれは考えておりますことは、われわれも非常に高く評価しておりますが、

ところです。そこで、基本法についてお触りになつたわけですが、何と申しまして、も、海洋開発は、まず海洋開発技術を開発しなきやならぬということで、今日まで海洋開発の科学技術に関する問題を取り組んでまいりました。具体的な推進をしてまいつたわけでござりますが、今日の海洋開発をさらに進めまするためには、何と申しましても、海洋開発全般についての科学技術のみならず、を含めまして、もっとと全般的な海洋開発の基本的な検討をしなければならぬということから、ただいま海洋開発審議会といふものを設置するための御審議を願つておるわけでございます。この海洋開発審議会の検討の中にも、当然、ただいまお話しになりましたような海洋開発の総合的な計画等が考えられてまいりまするし、また、海洋開発に関する基本的な理念でありますとか、長期的な方針であるとか、各般の問題が取り上げられてくると存じますが、この審議の進行とともに、将来の海洋開発に関する基本的な政策と取り組んでまいりたいと考えておりますとか、基本法というようなものが必要であるというような結論が出来ますれば、もちろん、そういうふうな取り組みをしていかなきやならぬと考えておられますか、いずれにいたしましても、ひとつ、科学技術の分野をはるかに越えました広範な海洋開發と取り組むためのいま段取りをいたしておるところでございます。

どもつけ、方向もはつきりして、しかもやつていい。が、この原産大会におけるアメリカの発言を考えまして、どうお考えになつていいか、お伺いしたい。

○國務大臣(西田信一君) 先日来、アメリカをはじめ、諸外国からかなりの人が参りまして原産大会が開かれました際に、各般の問題が検討されました。しかし、その中でも、濃縮ウランの問題がかなり大きくなり上げられたことは先生お説のとおりであります。そこで、今度の年次大会では、われわれが考えておつたよりもっと積極的な姿勢で、各国が公開と申しますか、あるいは実情の披露と申しますか、そういうのがございまして、わが国としましても非常に参考になり、また、相当刺激を受けたということは確かでございます。

そこで、わが国といたしましても、いろいろ国際的な動きがござります、アメリカ、フランス、その他いろいろな動きがございますが、また、欧洲におきましても共同の濃縮ウラン工場の建設とかいうようなことが具体的に進んでおりますし、そういう面から申しますと、わが国のウラン濃縮は確かに立ちおくれているということは、いなめないといたします。そこで、いま特別な研究をする体制をとつておるわけでござりまするし、それに基づきまして、二つの方式についてそれぞれの機関が具体的な研究開発をやつておるわけでござります。それで、一応は四十七年をめどにいたしましてこの二つの方式の技術的な評価をするところ、こういうことで進んでおりますが、予算の面から申しますと、いままでに、四十六年度を含めまして約二十億近くになりましょ。大体当初の計画は、四十七年までに五十七億ぐらいをとりまして、まず技術の評価をやる、そしてさらに引き続いて五十年ごろをめどにいたしまして、これはその分も含めてでございますが、トータル三百億ぐらいかかると思いますけれども、五十年ごろまでは経済性の見通しもつける、こういうようないふのもろみで、いま進んでいるわけですが、

ます。予算の面から申しますと、必ずしも計画に對して非常な立ちおくれをしているということではございませんけれども、しかし、私はこの程度で、はたして所期の目的を所期の時期までに達成し得るかどうかとということにつきましては、もう少し深く検討を要することであるうと考えております。そういう意味から申しますと、このたびの原産大会におきまして、われわれ期待している以上にいろいろなことが発表されたということは、非常に大きな意義がござりまするし、何と申しましても、国際協力も必要でございます。国際協力の面も十分検討していかなければならぬと思いますが、国際協力というふうに取り組むにいたしましたが、ますもつて自主的な技術開発ということが必要である、国際協力をやるにいたしましても、やはりみずからその能力を持つていなければなりませんといふうに考えるわけございまして、私どもは、国際的な活動の中にありますても、自主的な開発は積極的に進めてまいりたい、かようになります。現在は政府ベースを中心でやつておるわけでござりまするけれども、これは私の希望でございますが、ぜひ民間の協力もお願いをいたしました、そして官民協力体制において、こういうものをウラン濃縮の開発を急いでいる、おくれを取り戻すということに、ひとつ全力をおこなうとして、遠からず、ここ数カ月のあげなければならぬといふうに考えます。現在、ウラン濃縮懇談会を設けまして、鋭意この問題を、国際的な情勢を背景にいたしまして検討いたしておりわけございまして、遠からず、ここ数カ月のうちにはある程度の結論が出ると思いますが、それを基礎にいたしまして積極的にひとつ取り組みをしてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○矢追秀彦君 まあ、もう一つの問題として、海外のウラン資源の問題ですが、やはり、これも非常に早く積極的に手を打たなければならぬと思うんですが、経済協力の問題とあわせて、海外のウラン資源の開発これをどのようにお考えになつておるか。

○國務大臣(西田信一君) わが国の原子力発電が昭和六十年度には六千万キロワットに達するであろう、こういうふうに推定されております。したがいまして、これに必要な天然ウランの量も非常に大きな数字にのぼると思ひますが、大体六十年度までは十万トンをこえるであろう、こえると原産大会におきまして、われわれ期待している以上のいろいろなことが発表されたということは、非常に大きな意義がござりまするし、何と申しましても、国際協力も必要でございます。国際協力の面も十分検討していかなければならぬと思いますが、国際協力といふうに取り組むにいたしましたが、ますもつて自主的な技術開発ということが必要である、国際協力をやるにいたしましても、やはりみずからその能力を持つていなければなりませんといふうに考えるわけございまして、私どもは、国際的な活動の中にありますても、自主的な開発は積極的に進めてまいりたい、かようになります。現在は政府ベースを中心でやつておるわけでござりまするけれども、これは私の希望でございますが、ぜひ民間の協力もお願いをいたしました、そして官民協力体制において、こういうものをウラン濃縮の開発を急いでいる、おくれを取り戻すということに、ひとつ全力をおこなうとして、遠からず、ここ数カ月のあげなければならぬといふうに考えます。現在、ウラン濃縮懇談会を設けまして、鋭意この問題を、国際的な情勢を背景にいたしまして検討いたしておりわけございまして、遠からず、ここ数カ月のうちにはある程度の結論が出ると思いますが、それを基礎にいたしまして積極的にひとつ取り組みをしてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○國務大臣(西田信一君) わが国の原子力発電が昭和六十年度には六千万キロワットに達するであろう、こういうふうに推定されております。したがいまして、これに必要な天然ウランの量も非常に大きな数字にのぼると思ひますが、大体六十年度までは十万トンをこえるであろう、こえると

ころのウラン精鉱を確保する必要がある、こういふうに見通しております。

○矢追秀彦君 そこで、現在わが国が電力事業者等が中心となりまして長期購入契約等によりまして確保されておりますものは三万八千トンでございます。

したがいまして、いま申し上げました数字に、はるかに遠いわけでござりますから、さらに積極的な努力が必要でございますが、米国とかカナダ、あるいはニジエール、こういうところでも共同探鉱を現在進めているわけござります。そこで、政府といたしましては、民間——どちらかといふうに見通しておるわけございまして、民間を中心で今日までやつてしまつたのでござりまするし、その民間が積極的にやりまするに、いろいろな援助、助成等を積極的にやらなければならぬといふうに考えておりますが、ただ、これらもう一つは、もしそうなった場合、アメリカがああいう一方的なことを言つておられますけれども、それに対する対応策、これが十分なされると民間中心で今日までやつてしまつたのでござりますけれども、これでは、第四工場の建設の時点と比べると、非常にやくれてしまつた。その場合、やはり、急いでいただきたいことが一つと、それからもう一つは、もしそうなった場合、アメリカがああいう一方的なことを言つておられますけれども、それに対する対応策、これが十分なされると民間中心で今日までやつてしまつたのでござります。

○國務大臣(西田信一君) いま日本はアメリカにのみ依存しているわけでございますが、当分の間は、アメリカに、ある数量だけは確保願つておる

わけござりますけれども、しかしながら、アメリカのウラン濃縮三工場の能力といふものも限界がありますし、世界の趨勢にこたえて、アメリカも工場の拡張ということを考えておるよう

ございます。しかしながら、私どもといたしましては、アメリカのみに、一国に依存するということ

がござりまするし、世界の趨勢にこたえて、アメリカも工場の拡張ということを考えておるよう

ございます。しかしながら、私どもといたしましては、アメリカのみに、一国に依存するといふこと

がいいか悪いかといふことについても今後検討を

要するところと考えておりますが、同時に、やは

り、国際協力の問題も一面において検討していか

なければならぬと考へております。しかしながら

た姿勢で、態度でおることができないものですから、少なくともアメリカの動き、あるいはまた欧州の動き等も一面において十分これらを見きわめ

ながら、一そうわが国の技術開発に精力的な努力

をいたしまして、そうしてかりに国際協力とい

うようなことが可能であるといつても、先ほど申しましたように、わが国自身がこの技

たようなわが国の原子力開発の急テンポな速度の趨勢から考えましても、こういうことをいま精力的に検討いたしておるところでございます。

○矢追秀彦君 最後に、要望といふうなことに

なりますが、いま長官が言わたよろうに、石油問

題も、こういう情勢になっておりますので特に積

極的にお願いをしたいし、特にこういうウラン濃

縮の自主開発についても、先ほど言いましたガス

拡散法になるか遠心分離法になるか、その点も、

このままいつら四年くらいかかると聞いており

ますけれども、これでは、第四工場の建設の時点

と比べると、非常にやくれてしまつた。その場合、や

はり、急いでいただきたいことが一つと、それか

らもう一つは、もしそうなった場合、アメリカが

ああいう一方的なことを言つておられますけれども、それに対する対応策、これが十分なされると

かるかどうか、この点をもう一回お伺いして、質問

を終わります。

○委員長(鈴木一弘君) この際、参考人の出席要

求に關する件についておはかりいたします。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法

律案の審査のため、本案審査中、日本原子力船開

發事業団理事長佐々木周一君を参考人として出席

を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鈴木一弘君) 〔速記中止〕

○委員長(鈴木一弘君) 速記を起こしてください。

○委員長(鈴木一弘君) 〔速記中止〕

○委員長(鈴木一弘君) 速記を起こしてください。

○委員長(鈴木一弘君) 術に對する能力を持つつていうことでなければならぬと存じますので、御趣旨の方向で努力をいたしたいと存じます。

○委員長(鈴木一弘君) ほかに御発言もなければ本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

ちよつと速記をとめてください。

○委員長(鈴木一弘君) 〔速記中止〕

○委員長(鈴

タードが三年ばかりでおくれた、したがって、あと事業団そのものの延長して存続をしなければならぬというようになつておるようですが、当初の予定よりも大幅に期間が延長になつてしまつておるようですが、当初起工がおくれた理由がどういうところにあつたのか、まず最初に、そのことについてお尋ねをいたしたいと思います。

ただ、提案趣旨の説明では、建造費の上昇等があつたというような理由をあげられておるんですが、少し詳細にひとつ御説明を願いたいと思いま

す。

○政府委員(梅澤邦臣君) 事業団が設立されました当时は、建造費約三十六億円という考え方でま

いりました。しかも、それは海洋観測船という考え方でございます。ところが、その後、それをいよいよ始めますというときになりまして、先ほど先生おつしやいました建造費の上昇がございました。それから「オットー・ハーン」の建設等が考えられておりました。そつちのほうを考えておりましたところ、やはり船型も海洋観測船よりは、特殊貨物船、訓練船という形のほうがいいのでは

ないか、経済的理由もそこに入つてまいりますが、そういう考え方で組みかえました。その組みかえによりまして実際の値段が二十億上がりました。それから「オットー・ハーン」の建設等が考えられておりました。そつちのほうを考えておりましたところ、やはり船型も海洋観測船よりは、特殊貨物船、訓練船という形のほうがいいのでは

ないか、経済的理由もそこに入つてまいります。それを検討いたしておりました期間で約三年伸びましたが一番大きく伸びた原因でござります。

○久保等君 原子力委員会に原子力船懇談会を設けて検討したといふことがいわれておりますが、この原子力船懇談会といふものは、いつ設けられて、いつまで検討を加えられたのか、その時期的な問題について御答弁をいただきたい。

○政府委員(梅澤邦臣君) 昭和四十年の七月に懇談会が設置されまして、四十一年の七月に検討結果が出たわけでございます。

○久保等君 四十年の八月に原子力船の懇談会を設けた、そこで突っ込んだ基本計画の改定についていろいろ検討せられたようですが、すでに当初の予定からいくと、建造そのものの着工が三十九年あたりに予定せられておったのですが、その予定よりも一年ばかりたつてから検討するための何か懇談会を設けたということになると、約一年間か懇談会を設けたということになると、約一年間か懇談会を設けたということになると、約一年間か懇談会を設けたということになると、約一年間か懇談会を設けたということになると、約一年間か懇談会を設けたということになると、約一年間か懇談会を設けたということになると、約一年間か懇談会を設けたということになると、約一年間か懇談会を設けたということになると、約一年間か懇談会を設けたということになると、約一年間か懇談会を設けたということになると、約一年間か懇談会を設けた

○久保等君 海洋観測船のほうが高くなっているようでございます。

○久保等君 特に、この当初三十六億円といわれたものが結果的に五十六億円と、約倍にもなりますが、一・五程度の形になつたわけですが、船価の値上がりといつても、主としてどういう部分ですか。たいへん当初の目算が狂つたというのは、どの部分ですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 最初の三十六億円を考えたときにも、民間の方が入つた検討会をつくりたわけでございますが、ただ、そのときそれを実際に言い出しましたときに変わつたわけでございますが、私たちいま想像いたしておりますと相談に入つたわけでございますが、それがなかなかうまくまとまりませんで、そのときに最後に、四十年の六月ごろに、結果的に、だんだん検討しておつしましたところが、六十億円という数字が出てまいりました。これではどうにもならないということで、懇談会に移つたわけでございまして、いま先生おつしやいました最初の一年間はそういう経過があつたわけでございます。

○久保等君 船種を変更しているわけですが、海洋観測船と、それから特種貨物輸送船、現在つくりつつある船ですが、これは、建造費の面からいきどちらが割り高になるのか、それから金額の面でいうと、大ざっぱにいって何割増しにどちらのほうがよいかかるのか、きわめて大づかみの数字でけつこうです、御説明願いたい。

○政府委員(梅澤邦臣君) ただいま申し上げまして、最初の計画では海洋観測船で六十億というのが出たわけでございます。最後の検討して特殊貨物船にしたのは五十六億円でございます。

○久保等君 原子力委員会に原子力船懇談会を設けて検討したといふことがいわれておりますが、この原子力船懇談会といふものは、いつ設けられて、いつまで検討を加えられたのか、その時期的な問題について御答弁をいただきたい。

○政府委員(梅澤邦臣君) 昭和四十年の七月に懇談会が設置されまして、四十一年の七月に検討結果が出たわけでございます。

○久保等君 本来であれば、同じトン数で同じ大きさであると想定すれば、海洋観測船のほうがやはり高くなるわけですか。

ような問題が出たように考えられるのですが、少なくとも専門家を集めている検討せられたものだと思うんですけれども、もう少しその間のいきさつを御説明願いたいと思います。

○政府委員(梅澤邦臣君) 一番最初、三十六億という考え方をとりましたのは、どうもやはり、その船の開発費といいますか、建造費といいますか、こういうことでできるということを主体で考えておつたわけでございますが、それを実際にやろうとしたときには、どの部分ですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 最初の三十六億円を考えたときにも、民間の方が入つた検討会をつくりたわけです。ただし、そのときそれを実際に言い出しましたときに変わつたわけでござりますが、私たちいま想像いたしておりますと相談に入つたわけでございますが、それがなかなかうまくまとまりませんで、そのときに最後に、四十年の六月ごろに、結果的に、だんだん検討しておつしましたところが、六十億円という数字が出てまいりました。これではどうにもならない

ところでは、安全性の充実、それから観測船としての観測態勢の整備等、いろいろ付随するもの、それから、もとと強化すべきだという点が積み上げになりました。ふえたのが現状だと思います。

○久保等君 当初の基本計画そのものが昭和三十八年につくられ、その後昭和四十二年に改定されてもおるんですが、その当時当然予見せられた問題になりました。ふえたのが現状だと思います。

○久保等君 本当にたとえば安全性なんかの問題については、これは少なくともこういった原子力船といふことで、特殊な船舶であることはこれだけでもあります。それで、船の性能等から見ておるんですけど、その当時当然予見せられた問題になりました。ふえたのが現状だと思います。

○久保等君 少多少時期的には時期を異にしておりますが、外國の、特にドイツあたりのオットー・ハーン号なんかの問題について当然検討せられたと思うんですが、世界の原子力船の比較表を見ますと、非常に金額的に、あるいはまた船の規模、構造等から見ても、また船の性能等から見ても、日本の「むつ」の場合には、いわばドイツの「オッ

トー・ハーン」に比べれば小型といいますか、小さな船になつておるわけですね。しかし、金額の面で見ると、どうも単に物価等が一般に上昇したことになつてくると、当時の一番最初つくった基本計画そのものがどの程度検討せられたものか、きわめて大ざっぱな計画でまとめてかくスタートしたがって、着工そのものがおくれるというようなことになつてくると、当時の一番最初つくった基本計画そのものがどの程度検討せられたものか、はなかつたといふ考え方方は出ると思います。

○久保等君 本来であれば、同じトン数で同じ大きさであると想定すれば、海洋観測船のほうがやはり高くなるわけですか。

は、「オットー・ハーン」の場合は一万五千九百五十トンというのに對して、日本の場合には八千三百トン、したがつて、貨物の積載量にしても、一万五千五百トンに對して、こちらは二千四百トンといつたように、大きさの面において格段の開きがあるわけなんですが、スピードのほうでいえば、同じような速力というようになつて、もちろん時期が早かつたとはいながら、四十八億円でこの船ができ上がつて、こちらのほうは五十六億円というよなことを比較してみると、これも大きづばな比較なんですねけれども、何かこう、非常に割り高につき過ぎているんじゃないかな、という感じがしますが、こういったことについてはどういう御説明になりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 確かに「むつ」は五十六億円、「オットー・ハーン」が四十八億円でござります。そこに差額がござりますが、「オットー・ハーン」は、鉱石運搬船と申しまして、鉱石を載せる場所が、どんがらといいますか、船型で空いているところが大きい、という点の違いがございまして、それから特に内容として違います点は、オットー・ハーン号と比較いたしまして、発電の容量と、それから補助動力設備等が大体向こうの二倍以上になつております。それから安全性を見まして、二次遮蔽、それからコンテナ等も安全率を担当しております。その辺がこちらの船の費用がオーバーになつたという点の主体だと思います。

○久保等君 特に船種を変更したのは、いま言った建造の面から見れば多少でも安くなるという問題が一つはあつたと思うのですが、ただ、建造せられた後の使用目的、その点については、どういふことで変更をせられたのか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先生の御質問、なかなかむずかしい問題でござりますが、やはりオットー・ハーン号その他が特殊貨物船になつてきた

ときまして、観測船として動く場合と、それからある

程度特殊な貨物を運ぶ場合、運べばそこに收入が

あがります。

そういう関係の経済性というのには当然見込んで、その両方から船型変更ということになりましたと私は思います。

○久保等君 その船をつくるにあたつて、事業団

ができたんですが、事業団設立のときには、資本金の

政府が出資する

一億円

といふ

う

とが

できるたまえに法律はなつておるんですけど

れども、現実はどういうことになつていますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 民間の出資補助につきましては、船の建造費の四分の一程度をこれに充てるという考え方で進んでおります。

○久保等君 そうすると、金額的にはどういうこ

とになりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 浩の整備等、全部で百二十四億でございます。そのうち、全体といたしまして民間の分が二十一億になつております。

○久保等君 この、まあ特殊貨物船ですが、輸送等がどういう形でこの船が使われていく見通しなのか、貨物を運搬するわけですから、どういう種類のものを一種類といふのは、品物の種類といふのか。民間関係の物資を運ぶようになるのか、そういうふなことを考えておられますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 今度四年延ばして、だましまして、その間に実験航海をいたしました。

○久保等君 どうぞ、

あります。

○久保等君 予備要員が何か二十名という、いま

申しますが、現在までの訓練要員は四十名でござります。それから、いま先生おつしやいました訓練は、これにつまましては、先ほど五十六名と申しますが、これにつまましては、先ほど五十六名と申しますが、これも二年にわたって逐次要員をふやして、その訓練を続けておりますので、それ

ぞれの人によつて訓練の期間といふのは違つております。

○久保等君 予備要員が何か二十名という、いま

申しますが、これも二年にわたって逐次要員をふやして、その訓練を続けておりますので、それ

ぞれの人によつて訓練の期間といふのは違つております。

○久保等君 何年何月から何年何月……。

○政府委員(梅澤邦臣君) 今度の計画では、四

八年の四月から五十年の三月になつております。

○久保等君 ちょっと私、もらつた資料の表で見

たものですから、この表では約三年くらいかかる

ような表になつておるものだからそらう思つたので

すが、いまので、約二年で、わかりました。

○政府委員(梅澤邦臣君) 今度の計画では、四

八年の四月から五十年の三月になつております。

○久保等君 ちょっと私、もらつた資料の表で見

たものですから、この表では約三年くらいかかる

ような表になつておるものだからそらう思つたので

すが、いまので、約二年で、わかりました。

○政府委員(梅澤邦臣君) これまでの予定で

あります。

○久保等君 ちよと私、もらつた資料の表で見

たものですから、この表では約三年くらいかかる

ような表になつておるものだからそらう思つたので

すが、いまので、約二年で、わかりました。

○政府委員(梅澤邦臣君) これまでの予定で

あります。

○久保等君 これが特別お尋ねする必要もないか

と思うのですが、ただ、当初考えておつた事業の大綱から言いますと、慣熟運転あるいは実験航海等について当初の予定以上に十分の時間をかけて訓練をせられておるようです。これは、何といふ

ものについては、われわれ実は見たことがない

のですけれども、完成までの期間における——これ

はここでの御説明はけつこうですが、資料等で、

いわゆる決算報告とでもいいますか、年度ごとの事業結果についての報告、こういったものは、当然、長官が総理大臣に委任せられた問題として、目を通し、認可をしておられるのだろうと思いますが、特別今日まで指摘されるような問題はなかったのでしょうか、どうなんでしょうか。  
○政府委員(梅澤邦臣君) 現在まで指摘されるようなことは全くございませんでした。

○久保等君 この問題は、特別、会計検査院等の検査対象等にはならないものだと思うのですが、どうでしようか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 現在まで指摘されるよ  
うなことは全くございませんでした。

○久保等君 特別指摘事項といったような問題はありませんでしたか。

○政府委員(梅澤邦臣君) そういうものはございませんでした。

○久保等君 理事長がせっかくおいでになつておるわけですが、事業団としてどういう人員の配置になつておるのですか。現在、船は原子炉の艦装工事をやつておるわけでして、当然定期港のほうにあるのだと思うのですが、事業団としてはどういう人員配置でこの建造問題と取り組んでおられるのですか。事業団の本部と、それから出先、そういうふたところとは、どういう形でやつておるのか、お尋ねしたいと思います。

○参考人(佐々木周一君) いま、理事以下百二十名おりますが、そのうち約七十名がむつにおります。残りが東京しております。東京では、主として研究、それから開発の仕事、各官庁との連絡、そういうふたことをやつておりますが、むつのほうでは、いま原子炉の積み込み作業をやつておりますので、この監督、そういうふたことをやつております。

○久保等君 なお、百二十四名の要員の中では技術屋さんというのはどのくらいおられるんですか。

○参考人(佐々木周一君) 約三分の一でございま

○久保等君 原子力船の建造、もちろん日本でや  
初めてでありますし、いろいろ先ほど劈頭にお尋ねをいたしましたように、予定以上に時間をか  
ねてまでには完全にいいよ実用の段階に入ら  
れないと思ふんすけれども、原子力委員会をな  
らうが、今後の見通しとしては、十分に定めら  
た期間内に予定の成果をあげて船が実際の実用に供  
せられるような形になつていくという確信をも  
つちになつておるんでしようか、どうでしょ  
か。当初おつくりになつた計画もその後いろいろ  
具体的な問題にぶつかって、だいぶ御苦労をさわ  
たようですがれども、原子力委員会としては、ど  
んなふうにお考えになつておられますか。

○説明員(有澤廣巳君) 第一船の「むつ」の建造  
がたいへんおくれまして、今回のようない法案の改  
正をお願いしなければならない事態になりま  
したことを深くおわびいたします。もう現在原子炉の  
積み込みが進んでおりますので、これが予定より  
おくれるとということはもうないと私は確信をして  
おります。したがつて、大体予定どおりに四十八  
年度の初めごろには船はでき上がる、そして実驗  
航海に乗り出すことができると思ひます。それで  
かなりの年限がまだありますから、その間に、乗  
員の訓練であるとか、あるいは船の試験であると  
かいうふうなことも十分やれることと思ひます。  
要するに、この期間に実用船としての第二船をつ  
くるためのデータも十分得られることになると思  
いまして、「むつ」が完成するばかりじゃなくて、  
第二船をつくるために必要なデータも十分收集が  
できるものと私は確信しております。

○久保等君 当初の予定よりも船の値段が非常  
にね上がつたんですが、これはすでにそれそれの  
メーカーとも契約を済ませて工事にかかり、ほほ  
船体はでき上がって、原子炉の艤装過程にあるわ  
けですから、おそらく問題ないんだろうと思うん  
ですが、しかし、まだここ一両年先の話でありま

○説明員(有澤廣巳君) もう契約もすっかり完了しておるわけでございますから、今後の物価騰貴を要するというような事態は、これはもう全然考えなくともよろしいわけですか。その点、どうぞお聞きください。

○矢追秀彦君 いろいろ質問が出ておったようなので、簡単にいたしますが、事故の問題についてお伺いします。

原子力船が完成し、実際活動を行なった場合に、原子炉が事故を起こした場合、これに対する対策はどのようになつておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 「むつ」につきましては、船用炉としての特殊性も十分考慮してござります。したがいまして、先ほど申し上げましたように、非常に嚴重な審査で、たとえば対衝突構造、対座礁構造等、通常船には全く使わないようなりっぱな態勢をとつております。そういうことで、万々事故はないという考え方で進んでおります。ただし、いま先生おつしやいましたように、万が一事故があつたという場合を考えましても、原子炉に事故がありました場合に、緊急停止機構、こういうものがすべて備えてございます。それから非常時には確実に原子炉がすばっととまり得るようにもしてございます。そして補助エンジンもございますし、そういうところで遠隔投錨地に移動するという措置もとれるという形で万全を期しております。

○矢追秀彦君 現在、原子力船は、アメリカ、ソ連、西ドイツが持っておりますけれども、こういう原子力船が外国の港へ寄港する場合はどのような状況になつておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 日本の「むつ」が外国に行く場合と、それから外国の原子力船の「オックトーネー・ハーン」等が外国を回つておりますが、こ

れにつきましては、米国のサバンナ号は一九六二年に完成いたしまして、一九七〇年までにデモンストレーション・シップという形、あるいは貨物船という形で運航されまして、世界の約二十七カ国に訪問しております。それからソ連のレーニン号、これは北極海の砕氷船でございまして、その運航している状況についてはつまびらかではございません。それから、先ほど申し上げました「オットー・ハーン」は一九六八年に完成しまして、その後実験航海を行なって、一九七〇年二月以来鉱石運搬船として運航中で、すでに五カ国を訪問いたしております。

○矢追秀彦君 以前、アメリカのサバンナ号、それからドイツのオットー・ハーン号が日本に入港できなかつたのは、原子力損害賠償制度、そういうものにあつたと、このように聞いておりますけれども、この点はどうなつておるんですか。どのような点が違つたんですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先般、サバンナ号がどうしても日本に入りたいという話がございました。そうして向こうと検討いたしましたところ、御存じのように、日本の賠償法でいきますと無過失責任で、よく言われております青天井型という形になつております。アメリカでは、アッパー・リミットがついております。五億ドルというところまでの制限がついております。その点が日本と向こうで違いまして、アメリカに対しまして日本の法律でいくようにしてくれといふ考え方を持つていて、それが不成功で終わつたわけでござります。したがいまして、実際的には日本の青天井式の無過失損害賠償制度というところが向こうと食い違つたところが重点でございます。

○矢追秀彦君 今回の改正で、外国の原子力船が日本に立ち寄る場合、責任制限額を三百六十億とされましたけれども、その理由はどういう理由によってこういう値段がついたなんですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) いま申し上げましたように、たとえばアメリカにおきましてはサバンナ号について五億ドルというアッパー・リミットが



とができる。

- 3 政府は、予算の範囲内において、センターに投資することができる。

- 4 政府は、センターに投資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

- 5 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産を出資するときは、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

- (持分の払戻し等の禁止)

- 第五条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

- 2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。(持分の譲渡等)

- 第六条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

- 2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。

- (名称) 第七条 センターは、その名称中に海洋科学技術センターという文字を用いなければならない。技術センターという文字を用いてはならない。

- (登記) 第八条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

- (民法の準用) 第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、センターについて準用する。

(発起人)

- 第十一条 センターを設立するには、海洋の開発について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

- 2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

- 3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

- (設立の認可)

- 第十二条 発起人は、前条第一項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を科学技術庁長官に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

- 3 認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、海洋の開発に係る科学技術(以下「海洋科学技術」という。)の向上に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

- 4 一 設立の手続又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

- 5 二 定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

- 6 三 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務をセンターの会長となるべき者に引き継がなければならない。

- 7 四 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

- 8 五 センターの会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に對し、出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付を求めなければならない。

- 9 六 センターの会長となるべき者は、前条第一項の規定による出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付があつたときは、

は、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

- 2 センターは、設立の登記をすることによつて起人となることを必要とする。

- 3 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産を出資するときは、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

- 4 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産を出資するときは、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

- (定款記載事項)

- 第十五条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 2 第二章 管理

- 3 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 4 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 5 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 6 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 7 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 8 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 9 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 10 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 11 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 12 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 13 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 14 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 15 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 16 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 17 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 18 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 19 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

- 20 第二節 第二章の規定による事項を記載しなければならない。

び理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 4 監事は、センターの業務を監査する。

- 5 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 6 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 7 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 8 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 9 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 10 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 11 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 12 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 13 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 14 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 15 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 16 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 17 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 18 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 19 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 20 会員及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

- 21 第二章 第二節の規定による事項を記載しなければならない。

- 22 第二章 第二節の規定による事項を記載しなければならない。

- 23 第二章 第二節の規定による事項を記載しなければならない。

- 24 第二章 第二節の規定による事項を記載しなければならない。

- 25 第二章 第二節の規定による事項を記載しなければならない。

- 26 第二章 第二節の規定による事項を記載しなければならない。

とができる。

共用に供すること。

三 海洋科学技術に関する研修を行なうこと。

四 海洋科学技術に関する資料を収集すること。

五 第一号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

（業務方法書）

第二十四条 センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

第五章 財務及び会計

第二十五条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業年度）

第二十六条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、科学技術庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十七条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といふ）を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に科学技術庁長官に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を科学技術庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（書類の送付）

第二十八条 センターは、第二十六条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十九条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十条 センターは、科学技術庁長官の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、科学技術庁長官の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十一条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

（出資者原簿）

第三十五条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日

（解散）

第三十二条 この法律に規定するもののか、せ

ンターの財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

（報告及び検査）

第三十三条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに對し報告をさせ、又はその職員にセンターの事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、

関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののか、センターの解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣等との協議）

第三十七条 内閣総理大臣は、第三十二条の規定による総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 科学技術庁長官は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 第四条第二項、第二十三条第二項、第二十一条第一項、第二十六条又は第三十条第一項四条第一項、第二十六条又は第三十条第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可を

大蔵大臣に協議しなければならない。

（報告及び検査）

第三十八条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2 第二十六条の規定による認可（事業計画に係る部分に限る）をしようとするとき。

3 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

（機関の長に協議しなければならない）

一 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十六条の規定による認可（事業計画に

係る部分に限る）をしようとするとき。

（第八章 罰則）

第三十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

2 この法律の規定により科学技術庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたと

き。

3 第八条第一項の規定による政令に違反して

登記することを怠つたとき。

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第四十条 第七条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

#### 附則

(施行期日) 第七条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際にその名称中に海洋科学技術センターといふ文字を用いている者については、第七条第二項の規定は、この法律

の施行後六月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十六条中

「昭和五十一年三月三十一日」に改める。  
附則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 附則

海洋資源開発振興法案

#### 目次

第一章 総則(第一条第一項)

第二章 海洋資源開発委員会(第七条第一項)

第三章 海洋資源開発基本計画(第十条)

第四章 海洋資源の開発の推進(第十一条第一項)

第五章 研究体制の整備(第十四条第一項)

第六章 情報流通の円滑化等(第十六条第一項)

第七章 民間の努力の助長(第十九条)

第八章 補則(第二十条第一項)

第九章 附則(第二十一条)

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、海洋に関する調査の推進、

海洋資源の開発の技術(以下「開発技術」といいう。)の研究(開発技術の開発を含む。以下同じ。)の推進、開発技術の研究の成果の利用の推進その他海洋資源の開発の推進に必要な施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、資源を確保し、産業の振興を図り、もつて国民生活の水準向上と人類社会の福祉とに寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 海洋資源の開発は、平和的目的に限り、

民主的な運営の下に、自主的にこれを行なうものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

(国の施策)

第三条 国は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、

必要な施策を講じなければならない。

一 海水象、海上気象、海底の地形及び地質、海洋資源の分布状況等に関する調査の推進を図ること。

二 開発技術の研究及びその成果の利用の推進を図ること。

三 海洋資源の開発に関する研究機関の整備を図ること。

四 海洋資源の開発に関する業務に従事する研究者、技術者その他の者(以下「研究者等」という。)の確保及び勤務条件の適正化を図ること。

五 海洋資源の開発に関する情報の流通の円滑化を図ること。

六 海洋資源の開発に関する知識の普及及び啓発を図ること。

七 海洋資源の開発に関する国際交流の推進を図ること。

八 前各号に掲げるもののほか、海洋資源の開發に必要な事項

(地方公共団体の施策)

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第五条 政府は、第三条の施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、海洋資源の開発の進展状況及び政府が海洋資源の開発の推進に関する施設に関し、報告書を提出しなければならない。

(年次報告)

第七条 海洋資源開発委員会

(海洋資源開発委員会)

第八条 海洋資源開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

三月十六 日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月五日)

会」という。)を置くものとする。

第八条 委員会は、海洋に関する調査、開発技術の研究、開発技術の研究の成果の利用その他海洋資源の開発に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

第九条 この法律で定めるもののほか、委員会については、別に法律で定める。

### 第三章 海洋資源開発基本計画

(基本計画の作成等)

第十条 委員会は、海洋資源の開発に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を作成するとともに、海洋資源の開発の進展状況、海洋資源の開発に関する行なわれた施策の効果等を勘案して、毎年、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 海洋に関する調査及び開発技術の研究に関する総合的かつ長期的な計画

二 その他海洋資源の開発に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるため必要な事項

三 政府は、第一項の規定により委員会が作成した、又は修正した基本計画に定められた事項については、これを尊重しなければならない。

第四章 海洋資源の開発の推進  
(調査観測体制の整備拡充)

第十一條 国は、海洋に関する調査を推進するため、調査船の増強、自動調査機器装置及び自動観測機器装置の研究等調査観測体制の整備拡充に必要な施策を講ずるものとする。  
(開発技術の研究の推進)

第十二条 国は、海洋資源の開発の推進を図るため、次の各号に掲げる事項につき、必要な施策を講ずることとする。

を講ずるものとする。

一 漁場の探査、海洋に存する生物の採捕及びその海底農場等における増養殖のための技術

及び機器装置の研究

二 海洋に存する鉱物の探査及び採取のための技術及び機器装置並びに作業基地の研究

三 海水の運動に伴うエネルギーの電力化及び

四 前各号に掲げるもののほか、開発技術の研究

第五章 研究体制の整備  
(研究成果の利用)

第十三条 国は、開発技術の研究の成果の利用の推進を図るため、その普及及び企業化等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

第六章 第五章 研究者等の確保及び勤務条件

第十四条 国は、海洋工学に関する研究機関の設置等開発技術の研究に必要な施設及び設備の充実その他研究環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第七章 第六章 雑則(第三十五条—第四十一条)

第八章 第七章 罰則(第四十二条—第四十四条)

第九章 第八章 補則

第十章 第九章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第十一章 第十章 第六章 雑則(第三十五条—第四十一条)

第十二章 第十一章 第七章 罰則(第四十二条—第四十四条)

第十三章 第十二章 第八章 補則

第十四章 第十三章 第九章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第十五章 第十四章 第六章 雑則(第三十五条—第四十一条)

第十六章 第十五章 第七章 罰則(第四十二条—第四十四条)

第十七章 第十六章 第八章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

### (国際交流の推進)

第十八条 国は、海洋に関する調査、開発技術の研究及び海洋資源の開発に関する情報の交換を広く国際的に推進するため必要な施策を講ずるものとする。

第七章 民間の努力の助長  
(民間の努力の助長)

第十九条 国は、民間における海洋資源の開発に資する自主的な努力を助長するために必要な施策を講ずるものとする。

第八章 第八章 補則

第九章 第九章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第十章 第十章 第六章 雑則(第三十五条—第四十一条)

第十一章 第十一章 第七章 罰則(第四十二条—第四十四条)

第十二章 第十二章 第八章 補則

第十三章 第十三章 第九章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第十四章 第十四章 第六章 雑則(第三十五条—第四十一条)

第十五章 第十五章 第七章 罚則(第四十二条—第四十四条)

第十六章 第十六章 第八章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第十七章 第十七章 第九章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第十八章 第十八章 第六章 雑則(第三十五条—第四十一条)

第十九章 第十九章 第七章 罚則(第四十二条—第四十四条)

第二十章 第二十章 第八章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第二十一章 第二十一章 第六章 雑則(第三十五条—第四十一条)

第二十二章 第二十二章 第七章 罚則(第四十二条—第四十四条)

第二十三章 第二十三章 第八章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第二十四章 第二十四章 第六章 雑則(第三十五条—第四十一条)

### 附 則

#### 第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 役員及び職員(第八条—第十八条)

第三章 業務(第十九条—第二十条)

第四章 財務及び会計(第二十一条—第三十二条)

第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第六章 雑則(第三十五条—第四十一条)

第七章 罰則(第四十二条—第四十四条)

第八章 第八章 補則

第九章 第九章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第十章 第十章 第六章 零則(第三十五条—第四十一条)

第十一章 第十一章 第七章 罰則(第四十二条—第四十四条)

第十二章 第十二章 第八章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第十三章 第十三章 第六章 零則(第三十五条—第四十一条)

第十四章 第十四章 第七章 罰則(第四十二条—第四十四条)

第十五章 第十五章 第八章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第十六章 第十六章 第六章 零則(第三十五条—第四十一条)

第十七章 第十七章 第七章 罚則(第四十二条—第四十四条)

第十八章 第十八章 第八章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第十九章 第十九章 第六章 零則(第三十五条—第四十一条)

第二十章 第二十章 第七章 罚則(第四十二条—第四十四条)

第二十一章 第二十一章 第八章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第二十二章 第二十二章 第六章 零則(第三十五条—第四十一条)

第二十三章 第二十三章 第七章 罚則(第四十二条—第四十四条)

第二十四章 第二十四章 第八章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第二十五章 第二十五章 第六章 零則(第三十五条—第四十一条)

第二十六章 第二十六章 第七章 罚則(第四十二条—第四十四条)

第二十七章 第二十七章 第八章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第二十八章 第二十八章 第六章 零則(第三十五条—第四十一条)

第二十九章 第二十九章 第七章 罚則(第四十二条—第四十四条)

第三十章 第三十章 第八章 第五章 監督(第三十三条・第三十四条)

第三十一章 第三十一章 第六章 零則(第三十五条—第四十一条)

第三十二章 第三十二章 第七章 罚則(第四十二条—第四十四条)

## (登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければなりません。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければなりません。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、海洋資源開発公団といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十一条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事一人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣(内閣総理大臣にあつては、第三十七条の規定により委任された場合には、経済企画庁長官)に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第六条 公団でない者は、海洋資源開発公団といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十一条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事一人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣(内閣総理大臣にあつては、第三十七条の規定により委任された場合には、経済企画庁長官)に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十一条 総裁は、海洋資源開発委員会(以下「委員会」という。)の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、内閣総理大臣の認可を受け、総裁が任命する。

3 監事は、委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

(役員の任期)

第十二条 総裁、副総裁及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員とみなされ、公務に従事する職員とみなす。

2 役員の欠格条項

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員とみなされ、公務に従事する職員とみなす。

2 役員の欠格条項

第十五条 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理権の制限)

第十六条 総裁及び副総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(代理人の選任)

第十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(職員の解任)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 海洋資源の開発に必要な資金の貸付けを行なうこと。

二 海洋資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行なうこと。

三 海洋資源の開発に必要な機器の貸付けを行なうこと。

四 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 公団は、前項第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(事業年度)

第二十一条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第二十二条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 役員と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理権の制限)

第十六条 総裁及び副総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(代理人の選任)

第十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(職員の解任)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 海洋資源の開発に必要な資金の貸付けを行なうこと。

二 海洋資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行なうこと。

三 海洋資源の開発に必要な機器の貸付けを行なうこと。

四 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 公団は、前項第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、決算完結後二月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうちめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減らす。

額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。  
（借入金及び海洋資源開発債券）

第二十六条 公團は、内閣総理大臣の認可を受け、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海洋資源開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、

その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公團の財産について他の債権者に先づて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公團は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九十三条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるものほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条（保証契約の禁止）の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公團の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第一

五十一号）第二条（外貨債務の保証）の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務

を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第二十八条 公團は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

（余裕金の運用）

第二十九条 公團は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金

（財産の処分等の制限）

第三十条 公團は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給基準）

第三十一条 公團は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様

（総理府令への委任）

第三十二条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公團の財務及び会計に関する必要な事項は、総理府令で定める。

（監督）

第五章 監督

第三十三条 公團は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による主務大臣の監督について、必要な調整をすることができる。

（報告及び検査）

第三十四条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公團に対し、その業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に公團の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができるものとする。

第三十五条 公團の解散については、別に法律で定める。

（主務大臣）

第三十六条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣、農林大臣、通商産業大臣及び海洋資源の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

（経済企画庁長官への委任）

第三十七条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、経済企画庁長官に委任することができる。ただし、第十一条、第十三条、第三十三条、第三十九条及び附則第二条に規定する権限については、この限りでない。

（協議）

第三十八条 内閣総理大臣（前条の規定により委任された場合は、経済企画庁長官）は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

（罰則）

第三十九条 第三十四条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、

その違反行為をした公團の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

（罰則）

第四十二条 第三十四条第一項の規定に違反して

第一項、第二十二条及び第三十条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十一条第一項及び第三十二条の規定によ

り総理府令を定めようとするとき。

第三十九条 主務大臣は、第三十三条第二項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第四十条 内閣総理大臣（第三十七条の規定により委任された場合には、経済企画庁長官）は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

二 第二十四条第一項及び第三十一条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。

（解散）

第六章 雜則

（解散）

第三十五条 公團の解散については、別に法律で定める。

（主務大臣）

第三十六条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣、農林大臣、通商産業大臣及び海洋資源の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

（経済企画庁長官への委任）

第三十七条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、経済企画庁長官に委任することができる。ただし、第十一条、第十三条、第三十三条、第三十九条及び附則第二条に規定する権限については、この限りでない。

（協議）

第三十八条 内閣総理大臣（前条の規定により委任された場合は、経済企画庁長官）は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

（罰則）

第四十二条 第三十四条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、

その違反行為をした公團の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

（罰則）

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした公團の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

（罰則）

二 第二十二条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十九条第一項の政令に違反して登記するこ

とを怠つたとき。

三 第十九条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十四条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

##### (公団の設立)

第一条 内閣総理大臣は、第十条第一項又は第三項の例により、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならぬ。

6 第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7 公団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定) 第三条 この法律の施行の際現に海洋資源開発公団といふ名称を使用している者は、この法律施行六ヶ月以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 第六条の規定は、前項に規定する期間内は、  
同項に規定する者には適用しない。

第四条 公団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十七年三月三十日に終わるものとする。

第五条 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二条规定に該当する。

事業年度の開始前に「とあるのは、「公団の成り立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

第五十三条の一部を次のように改正する。

第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中外貿埠頭公団の項の次に次のように加える。

第七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条 别表第一第一号の表中外貿埠頭公団の項の次に次のように加える。

(印紙税法の一部改正) 第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条 別表第二の表中海外技術協力事業團の項の次に次のように加える。

第十二条 海洋資源開発公団法(昭和四十六年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正) 第十三条 第一百一十号中「を除く」とし、その次に次のように加える。

第十四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条 海洋資源開発公団に関する事項。

第十九条 第二十号中「を除く」とし、その次に次のように加える。

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 第四第一号中「水資源開発公団」の下に「海洋資源開発公団」を加える。

(公職選挙法の一部改正) 第二十三条 第二項中「水資源開発公団」の下に「海洋資源開発公団」を加える。

第二十四条 第二項中「水資源開発公団」の下に「海洋資源開発公団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正) 第二十五条 第二項中「水資源開発公団」の下に「海洋資源開発公団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正) 第二十六条 第二項中「水資源開発公団」の下に「海洋資源開発公団」を加える。

(農林省設置法の一部改正) 第二十七条 第二項中「水資源開発公団」の下に「海洋資源開発公団」を加える。

#### 目次

##### 第一章 総則(第一条～第十条)

##### 第二章 役員及び職員(第十一条～第二十一条)

##### 第三章 業務(第二十二条～第二十五条)

##### 第四章 財務及び会計(第二十六条～第三十七条)

##### 第五章 条)

##### 第六章 監督(第三十八条～第三十九条)

## 第六章 雜則(第四十条—第四十三条)

### 第七章 訴則(第四十四条—第四十七条)

附則

#### 第一章 総則

(設立の目的)

第一条 海洋資源開発技術総合研究所は、海洋資源開発振興法(昭和四十六年法律第号)に基づき、海洋資源の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行ない、海洋資源の開発に寄与することを目的として設立されるものとする。(法人格)

第二条 海洋資源開発技術総合研究所(以下「研究所」という。)は、法人とする。(事務所)

第三条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

第二条 研究所は、必要な地に従たる事務所を置くこととする。

第三条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

い戻すことができない。

2 研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、研究所その他の第三者に対する抗することができない。

(定款)

第七条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び会議に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告に関する事項

九 定款の変更に関する事項

(登記)

第八条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九条 研究所でない者は、海洋資源開発技術総合研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四

(役員)

第十二条 研究所に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事一人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十三条 理事長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、研究所を代理し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を管理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して研究所の業務を管理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、研究所の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は内閣総理大臣(第四十二条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十三条 理事長は、海洋資源開発委員会(以下「委員会」という。)の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

(役員の任期)

第十四条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 監事は、委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長及び委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

3 監事は、委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

(役員の任期)

第十五条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員と

一 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。)

2 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

3 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

4 関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

5 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

6 政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。

7 一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第一十九条 理事長及び副理事長は、理事又は研究所と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(代理人の選任)

第十九条 理事長及び副理事長は、理事又は研究所の職員のうちから、研究所の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を

有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十一条 研究所の職員は、理事長が任命する。  
(秘密保持義務)

第二十二条 役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十三条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第三章 業務

(業務の範囲)

第二十四条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 海洋資源の開発に関する基礎的研究を行なうこと。

二 海洋資源の開発に関する応用の研究を行なうこと。

三 海洋資源の開発に関する研究者及び技術者の養成訓練を行なうこと。

四 海洋資源の開発に関する資料の収集を行なうこと。

五 第一号及び第二号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

七 研究所は、前項第六号に掲げる業務を行なうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第二十五条 研究所は、内閣総理大臣の認可を受け、前条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる業務に関し研究等の委託を受け、又は研究等を委託することができる。

(関係機関に対する協力)

第二十六条 研究所は、第二十三条第一項に規定する業務を行なう機関に対し、できる限り緊密に協力しなければならない。

(事業年度)

第四章 財務及び会計

第二十六条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十七条 研究所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十八条 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十九条 研究所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(決算等の認可)

第三十条 研究所は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分附し、並びに財務諸表及び決算報告書を添付し、監事の意見をつけなければならない。

(書類の送付)

第三十一条 研究所は、第二十七条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十二条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じた額以上の額を積み立てなければならない。

(監督)

第三十三条 研究所は、内閣総理大臣の認可を受け、その残余の額を出資者の出資に對し分配することができる。

3 研究所は、前項の規定による分配をすることができる額(以下「分配可能額」という。)が政府以外の出資者の出資額の合計額に対し千分の五十の割合に達するまでは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条(政府所有株式に対する利益配当等)の規定にかかわらず、分配可能額を政府以外の出資者の出資に対しそれぞれその出資額に応じて分配するものとし、政府の出資に対しては分配することを要しない。

研究所は、分配可能額が政府以外の出資者の出資額の合計額に対し千分の五十の割合をこえます。分配可能額のうち政府以外の出資者の出資額の合計額の千分の五十に相当する額を前項の例により分配し、残余の額を出資者の出資に対しそれぞれその出資額に応じて分配する。

この場合において、残余の額の政府の出資に対する分配については、政府の出資額の三倍の額を政府の出資額とみなす。

研究所は、分配可能額が資本金の額に対し千分の七十五の割合をこえる場合には、分配可能額を出資者の出資に対しそれぞれその出資額に応じて分配する。

6 研究所は、前五項の規定にかかわらず、その成立日の属する事業年度から成立後五年を経過する日の属する事業年度までは、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

7 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、第一項又は前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 研究所は、前項の規定による積立を行なう。研究所は、前項の規定による積立を行なった後、なお残余があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に對し分配することができる。

第三十四条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 研究所は、予算の範囲内において、研究所に対し、その業務に要する経費の一部を補助することができる。

第三十五条 研究所は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 研究所は、給与及び退職手当の支給基準を定めるときには、内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。

6 第三十五条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 第三十六条 研究所は、その法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に關する必要な事項は、総理府令で定める。

2 第三十七条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に關する監督

第五章 監督

第三十八条 研究所は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十九条 内閣総理大臣は、必要があると認めるとときは、研究所に対し、その業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に研究所の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 難則

(出資者原簿)

第四十条 研究所は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項

を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資額

出資者その他の利害関係人は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解説)

第四十一条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十二条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができ

る。ただし、第十三条、第十六条、第三十八条及び附則第一項に規定する権限については、こ

の限りでない。  
(大蔵大臣との協議)

第四十三条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四条第一項、第七条第一項、第二十七

条、第三十一条第一項、第三十二条第一項及

び第二項ただし書並びに第三十五条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十九条第一項及び第三十六条の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十五条及び第三十七条の規定により總理府令を定めようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十四条 第二十二条の規定に違反してその職務上知ることができた秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第三十九条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣(第四十二条

の規定により委任された場合には、科学技術

庁長官)の認可又は承認を受けなければならない

場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十八条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

六 第二十九条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第二十九条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

八 設立委員は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があつた日ににおいて、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにべき者に引き継がなければならない。

九 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

10 研究所は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

この法律の施行の際現に海洋資源開発技術総合研究所といふ名称を使用している者は、

この法律施行後六月以内にその名称を変更しな

(研究所の設立)

第一条 内閣総理大臣は、第十三条第一項又は第三項の例により、研究所の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。この場合において、内閣総理大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

5 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。

6 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、内閣総理大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

7 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

8 設立委員は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があつた日ににおいて、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにべき者に引き継がなければならない。

9 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにべき者に引き継がなければならない。

10 研究所は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(附則)

ければならない。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

3 第二十九条最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日より、昭和四十七年三月三十一日に終わるものとする。

4 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「研究所の成り立つた」と読み替えるものとする。

5 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

6 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

7 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

8 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

9 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

10 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

11 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

12 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

13 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

14 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

15 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

16 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

17 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

18 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

19 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

20 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

21 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

22 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

23 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

24 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

25 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

26 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

27 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

28 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

29 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

30 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

31 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

32 第二十九条最初の事業年度の開始前に「とあるのは、「成り立つた」と読み替えるものとする。

第二条 委員会は、海洋資源開発振興法第十条に規定する事務を行なうほか、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定し、その決定に基づき内閣総理大臣に対して意見を述べる。

一 海洋資源の開発に関する重要な政策に関する事務の総合調整のうち重要なものに関する事務。

二 関係行政機関の海洋資源の開発に関する経費の見積りに關すること。

三 関係行政機関の海洋資源の開発に関する経費の見積りに關すること。

四 海洋資源の開発に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るもの）を除く。）の大綱に關すること。

五 前各号に掲げるものは、海洋資源の開發に関する重要事項に關すること。

（意見の尊重）

第三条 内閣総理大臣は、前条の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（資料提出の要求等）

第四条 委員会は、その所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。（組織）

第五条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。（委員長）

第六条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。（委員の任命）

第七条 委員は、海洋資源の開発に関しすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得

て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため

に両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同

項目に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。こ

の場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となるこ

とができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で

復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

（委員の任期）

第八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補

欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員の失職及び罷免）

第九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当す

るに至った場合においては、その職を失うもの

とする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非常勤があると認める場合には、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（会議）

第十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決する。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

5 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十一年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の二の二 海洋資源開発委員会の非常勤の委員

別表第一中「原子力委員会の常勤の委員」を

「海洋資源開発委員会の常勤の委員」に改める。

4 委員長に事故がある場合における第一項の規

定の適用については、第六条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

（委員の給与）

内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同

に両議院の同意を得ることのできないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同

任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で

復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

（委員の服務）

第十三条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同

任命することができる。

（政令への委任）

第十四条 委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

（参考及び専門委員）

第十五条 委員会に、重要な会務につき意見を述べさせるため、参与を置くことができる。

2 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

3 参与及び専門委員は、非常勤とする。

（庶務）

第十六条 委員会の庶務は、科学技術庁計画局において総括し、及び処理する。ただし、関係行

2 この法律は、公布の日から施行する。

（最初の委員の任期）

第十七条 委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

（参考及び専門委員）

第十八条 委員は、第七条第四項各号の一に該当す

るに至った場合においては、その職を失うもの

とする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非常勤があると認める場合には、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（会議）

第十九条 委員会は、委員長が招集する。

（政令への委任）

第十六条 この法律に定めるもののほか、委員会に關するものについては、科学技術庁計画局及び当該関係行政機関の担当部局において共同して処理する。

（施行期日）

第十七条 この法律は、公布の日から施行する。

（最初の委員の任期）

第十八条 委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

（参考及び専門委員）

第十九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当す

るに至った場合においては、その職を失うもの

とする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非常勤があると認める場合には、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（会議）

第二十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決する。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二十一条 第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の二の二 海洋資源開発委員会の非常勤の委員

別表第一中「原子力委員会の常勤の委員」を

「海洋資源開発委員会の常勤の委員」に改める。

4 委員長に事故がある場合における第一項の規



第三号を第一号とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に行なわれている核燃料物質の運搬については、改正後の原子力損害の賠償に関する法律第三条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項第三号を削る。

第二十四条の二第一項中「次の各号」を「前条第一項第一号、第三号(原子炉の運転に係る部分に限る。)及び第四号に掲げる事項」に、「同項」を「第二十三条の二第一項」に改め、各号を削る。

第二十六条の二第一項中「又は第三号」を削る。